

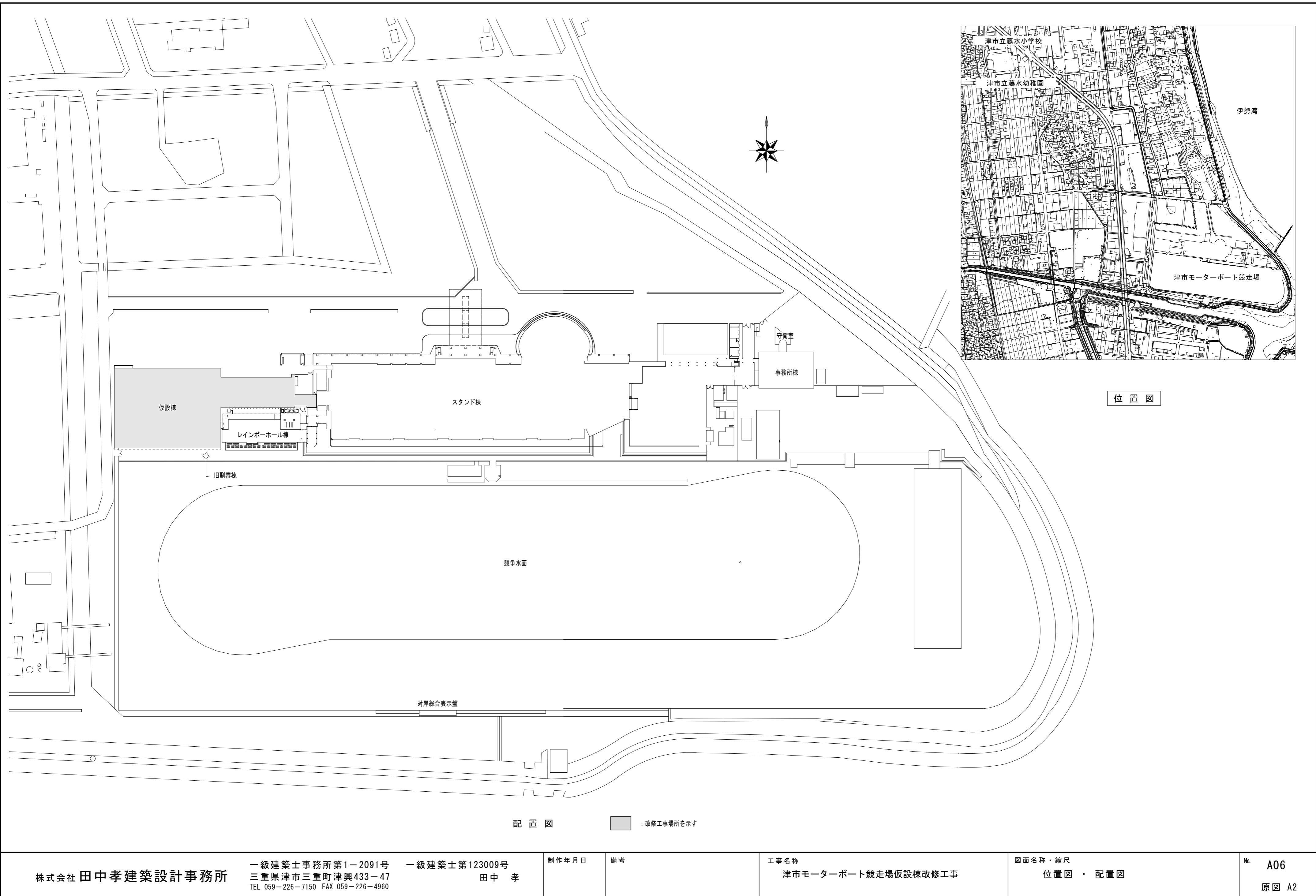
津市モーターボート競走場仮設棟改修工事

図面番号	図面名称	図面番号	
A 00	表紙、目次	21	改修後 平面詳細図
01	特記仕様書-1	22	改修 基礎伏図、梁伏図、軸組図
02	特記仕様書-2	23	改修 鉄骨詳細図
03	特記仕様書-3	24	既存 基礎詳細図、基礎梁伏図
04	特記仕様書-4	25	既存 R階梁伏図
05	特記仕様書-5	26	既存 建具表
06	位置図、配置図		
07	仮設計画図（参考）	E 01	改修前 天井取付機器平面図
08	仕上表	02	改修後 天井取付機器平面図
09	改修前 平面図	03	改修前 壁面機器平面図
10	改修後 平面図	04	改修後 壁面機器平面図
11	改修前 屋根伏図	05	屋上平面図
12	改修後 屋根伏図		
13	解体前・改修後 立面図、断面図	M 01	機械設備 撤去 機器表 凡例・消火系統図
14	改修前 天井伏図	02	空調設備 撤去 屋根伏図
15	改修後 天井伏図	03	空調換気設備 撤去 平面図
16	改修前 矩計図	04	給排水衛生設備 撤去 平面図 平面詳細図
17	改修後 矩計図、基礎詳細図	05	給排水衛生設備 改修後 平面図
18	改修前 平詳細面図-1		
19	改修前 平詳細面図-2、展開図-1		
20	改修前 展開図-2		

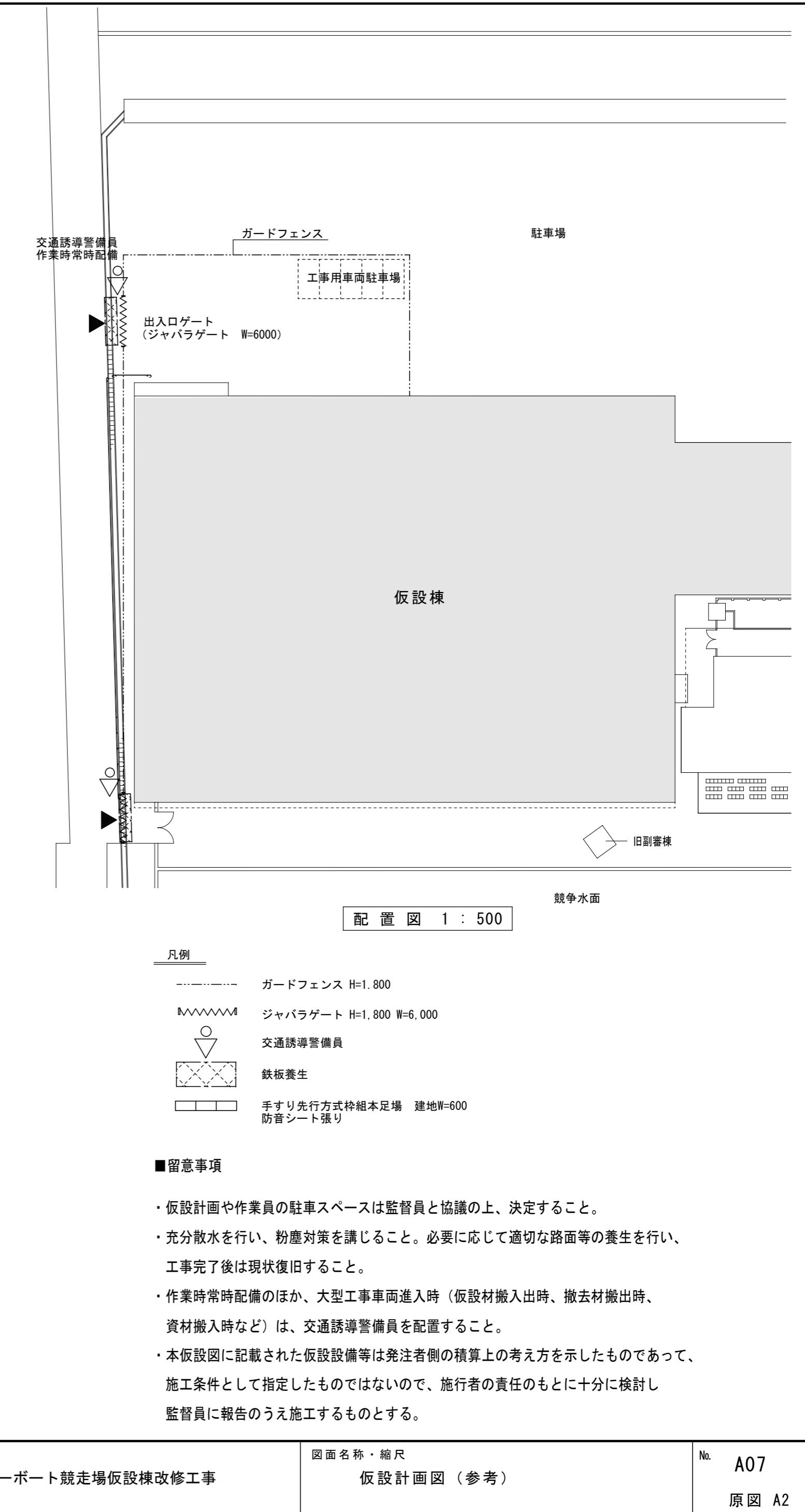
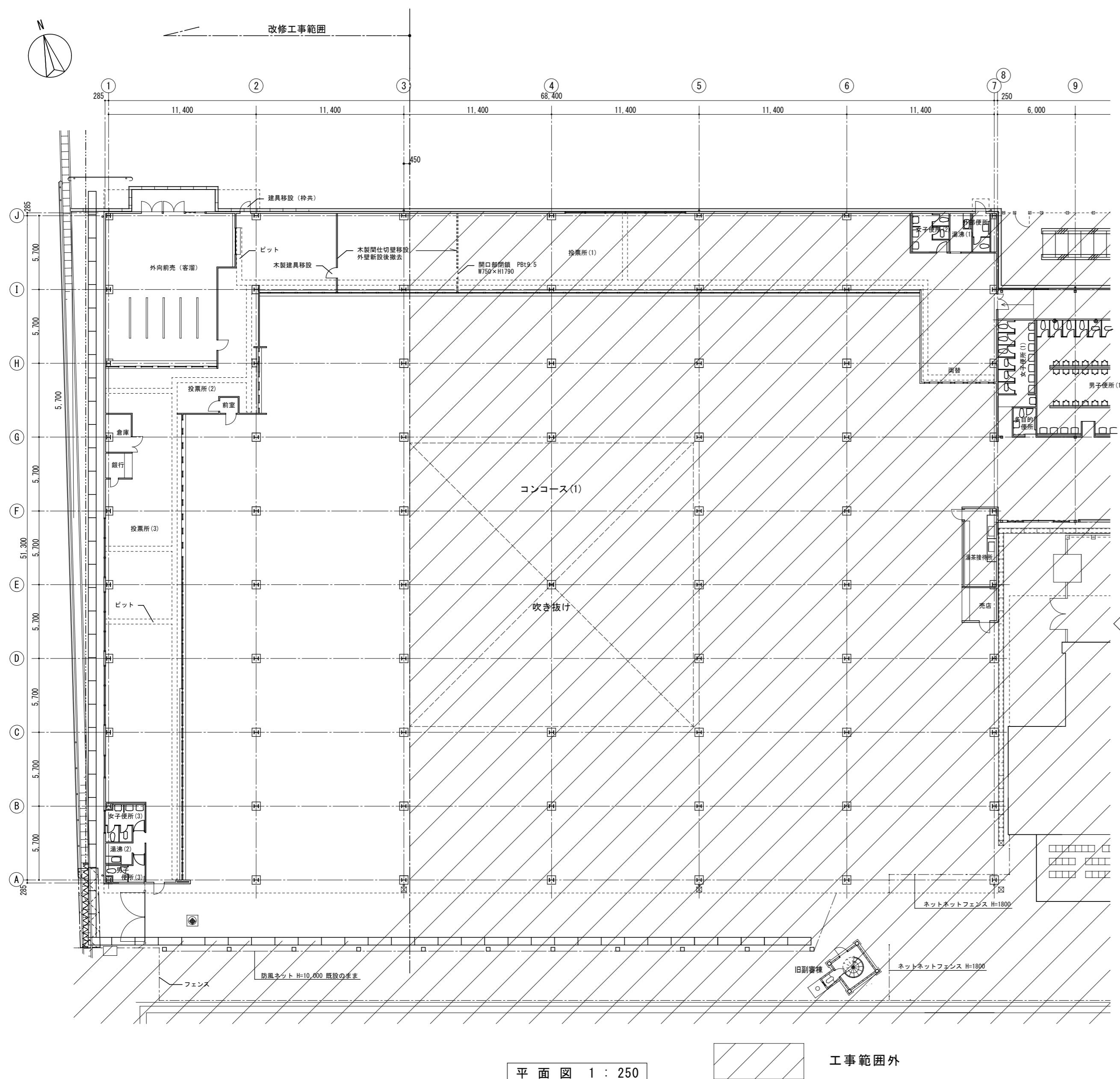
工事特記仕様書												
I. 工事名称		津市モーターポート競走場仮設棟改修工事										
II. 工事概要												
1 工事場所		津市藤方 地内										
2 敷地面積												
3 工事内容												
棟名称		仮設棟										
構造		S造										
建築面積		4,423m ²										
延べ面積		4,410m ²										
工事項目		内外装改修、躯体改修										
III. 建築改修工事仕様												
1 共通仕様		前面及び特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）令和4年版（以下「改修標準仕様書」という。）」及び「建築物解体工事共通仕様書（令和4年版）による。										
2 特記仕様		(1) 项目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、○印の付いたものを適用する。 (3) 项目欄に記載の（ ）内表示番号は改修仕様書の該当項目等を示す。 (4) 项目欄に記載の【 】内表示番号は解標仕様書の該当項目等を示す。										
一般 共 通 事 項	章		項目		特記事項							
	①		① 適用基準等		① 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） ② 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） ③ 建築物解体工事共通仕様書 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版） ④ 建築工事標準詳細図 国土交通大臣官房官庁営繕部監修（令和4年版）							
	② 施工条件		施工方法及び検査に関する事項		施工着手までの期間に調査及び施工計画書等を作成し、市監督員の承諾を得ること。なお、作業着手までの調査は、事前に施設管理者及び市監督員と協議するものとする。 ・重機搬出入、産業廃棄物搬出搬入については事前に施工計画書を提出し、監督員の承認を得ること。また、施工計画書には、工事現場から産業廃棄物処理場までの運搬経路、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処理業者許可書の写し、その他監督員の指示するものを添付すること。 ・工事に必要な手続きは受注者が速やかに処理し、この手続きに関する諸費用は受注者負担とする。 ・作業着手前には、現況把握のために、破損箇所等があれば、市監督員の立合いのもと写真等に記録しておくこと。 なお、建築物や舗装、桟等に損傷を与えた場合には、監督員に報告するとともに、受注者の責任において現状復旧を行うこと。 ・工事用車両及び工事関係車両は、周辺道路に駐車しないこと。 ・作業・工事車両通行時等は来場者、周辺住民の安全確保に十分配慮すること。万一、紛争が生じた場合は、受注者が誠意をもって解決すること、かね、近隣等との折衝は、あらかじめその権限を監督員に報告し、その経過については記録し、遅滞なく監督員に報告する。 ・工事施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により、工事事故報告書を監督員が指示する期日までに提出すること。また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。 ・緊急且つ必要な場合において、市監督員以外（施設管理者等）が直接受注者に指示することがある。その場合は当該指示に従うこと。 ・廃材、残土等の搬出にあたっては、周辺道路を汚さないことにとし、当然のことながら無理な積込みは行わないこと。 なお、工事車両等の出庫時は、タイヤ清掃等を行うなど、工事敷地からの土砂の流出抑制に心掛けること。 ・工事施工時は常時交通誘導装置を設置すること。 ・建設機械及び重機を設置・使用する際は、予め地盤や地耐力の確認を行うこと。支持地盤が不安定なことが確認された場合は鉄板敷きなどの必要な措置を行い安全に配慮して作業を行うこと。 ・足場は、倒壊がないように堅固に組立てること。 ・台風等により強風が考えられる場合は、足場のシート撤去や部分補強をあらかじめ行うこと。 ・設計書に明記がなくとも、機能上及び構造上当然必要と認められるもの、並びに、取扱いのはつり補修復旧は本工事に含む。なお、内訳書の数量は参考とし、当面優先する。 ・建物付属物については特記なき限り記載の有無に関わらず全て撤去処分とする。 ・本工事の仕上げ材には、アスベスト含有の材料があり撤去及び処分に際しては、環境省からの「非飛散性アスベスト廃棄物の取り扱いに関する技術指針」に基づいて行うものとする。 ・石綿含有建材の事前調査結果の報告については、市監督員に報告すると共に三重労働局および津地域防災総合事務所へ報告すること。また報告については「石綿事前調査結果報告システム」を使用すること。 ・本工事は公営競技場内での工事であることから、工事中に第三者から疑いをもたれるような行動は厳に慎むこと。 また、新規入場者についても、同様に隨時徹底すること。 ・競争水面に発光を伴う作業、揚重作業等のレースの妨げとなる可能性がある作業をレース中に実行する場合にあっては、事前に市監督員、施設管理者、ボート運営関係者らと協議を行うこととし、レースの妨げにならないように工夫し、配慮すること。特に各レースの本番発送前から展示走行終了までについては、十分に注意すること。 ・工事区分内においても、工事上必要な場合を除き、レーク状況や競技区域の撮影を行わないこと。 ・レース開催時は、来場者等の動線に注意とともに搬入、搬出時に十分に注意すること。 ・仮囲範囲外において、工事をしようとする場合は、原則レース休場時とする。 ・敷地内別途工事があるため、互いに協力し、工事の逐行に影響のないように努めること。							
	③ 発生材の処理等		(1. 3. 12)		本工事は、特定建設資材を用いた建築物に係る改修工事であって、その規模が「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年5月31日法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）施行令で定める建設工事の規模に関する基準以上の工事であるため、建設リサイクル法に基づき分別解体等及び特定建設資材の再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。 ・分別解体等の方法 工事契約後に明らかになったやむをえない事情により、予定した条件により難い場合は、監督員と協議するものとする。							
	工程		作業の有無		分別解体等の方法							
	造成等		・有・無		・手作業・機械作業の併用							
	基礎・基礎ぐい		・有・無		・手作業・機械作業の併用							
	上部構造部分・外装		・有・無		・手作業・機械作業の併用							
	屋根		・有・無		・手作業・機械作業の併用							
	建築設備・内装等		・有・無		・手作業・機械作業の併用							
	その他		・有・無		・手作業・機械作業の併用							
	IV. 建築改修工事仕様											
④ 建設副産物情報交換システムの利用		・引き渡しを要するもの (・無・) ・特別管理産業廃棄物 ・有 (・PCBを含む機器類・廃油、廃酸、廃アルカリ・ダイオキシン類 処理方法 () ・水銀使用製品産業廃棄物 (・有 (・螢光ランプ・HIDランプ・()) 「水銀廃棄物ガイドライン」（第2版）（平成31年3月 環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課）に基づき適切に処理すること。										
⑤ 三重県産業廃棄物税		① 石綿含有成形板等解体時の留意点 1. 手ばらし等、出来るだけ粉塵の発生しない方法で行うこと。 2. 可能であれば湿潤状態（散水）として作業を進めること。 3. 飛散させない様にすること。 4. 保護具及び作業着を着用すること。 5. 解体されたボード等は、蓋のある容器に入れること。 6. 事前に使用箇所や状況の調査を行い記録すること。 現場において再利用を図るもの () ② 再資源化を図るもの () コンクリート塊 () アスファルトコンクリート塊 () 建設発生木材 引渡しを要するもの、再資源化を図るものについては調査を作成し、監督員へ提出すること。 引渡しを要するもの以外のものは、全て構外に搬出し、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律、資源の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、その他関係法令によるほか、「建設副産物適正処理推進要綱」に従い適切に処理し、監督員にマニフェストA、B2、D票を提示すること。										
⑥ 電気保安技術者		受注者は工事着手前に「再生資源利用計画書」（建設資材の搬入がある場合）及び「再生資源利用促進計画書」（建設副産物の搬出がある場合）を作成し、施工計画書に含めて監督員へ提出するとともに法令等に基づき、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 また、工事完了後には「再生資源利用実施書」（建設資材の搬入があった場合）及び「再生資源利用促進実施書」（建設副産物の搬出があった場合）をすみやかに作成し、監督員へ提出すること。 なお、各計画書及び実施書の作成等は、JACICが運営する「建設副産物情報交換システム」に登録のうえ、行うこと。										
⑦ 技能士		本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納付証明書を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うことができる。 なお、この期間を超えて請求することはできない。また、産業廃棄物処理集計表（マニフェストの数量の集計）を超えて請求することはできない。										
⑧ 施工数量調査		・配置する										
⑨ 調査のための破壊部分の補修		職種別に可能なものについては、積極的に活用のこと。 調査範囲及び調査方法 () 工種別の特記による										
⑩ 建築材料等		補修方法 () 図示 ()										
11 化学物質の濃度測定		1) 本工事に使用する木材は、津市公共建築物等木材利用方針に基づき、木材の利用に努めること。 2) 本工事に使用する建築材料のホルムアルデヒド放散量等は、F☆☆☆☆以上とする。										
12 特別な材料の工法		測定対象化学物質 () で示したものとする。 適用 施設用途 ホルムアルデヒド トルエン キシレン エチルベンゼン スチレン ハラジクロベンゼン ● 学校、教育施設 ● ● ● ● ● ● ● 住宅 ● ● ● ● ● ● ● その他 ● ● ● ● ● ●										
13 特殊な材料の工法		測定対象室及び測定個所 () 図示 () 測定方法 () パッシブ法 アクティブラジオ法 測定時期 () (改修前、改修後) 報告書提出部数 2部										
14 騒音・振動の防止		改修標準仕様書に記載されていない特別な材料の工法は当該製品の指定工法による。										
15 完成図等		低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程に基づき指定された建設機械の使用に努めること。										
16 完成写真		営繕工事写真撮影要領（国土交通省大臣官房官庁営繕部（最新版））に従い撮影する。 提出部数 1部 用紙は上質紙とする。 なお、デジタル工事写真の小黒板情報電子化を行う場合は、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化について（令和5年3月1日国営建設14号）」による。										
17 設備工事との取扱い		作成する () 完成図 () 保全に関する資料 () 完成図作図範囲 () 設計図を訂正 完成図はC A Dにより作成することとし、著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）にかかる使用権は発注者に移譲するものとする。また、製本2部（原図サイズ）により提出すること。										
18 既存部分等への処置		① デジタルカメラで撮影し、全てL版相当サイズで印刷する。 (A4版用紙に1ページあたり3枚) 箇所数は外観4面各室2面程度とし、規定の箇所数が確保できない場合や枚数が多大になる場合には、監督員と協議すること。写真是、着工前・施工中・完成を同一場所から、黒板なしで撮影すること。										
19 事故の発生時		施工範囲 ・ 図示した鉄筋コンクリート部の貫通孔・開口部の補強 ・ 図示した壁・天井の仕上材・下地材の切込み及び補強 ・ 自動閉鎖装置取付け箇所の切込み及び補強 ・ 駆動装置が電動による建具等の2次側の配管・配線及び操作スイッチ 施工図 ・ 設備機器の位置、取扱い等の検討できる施工図を提出して、監督員の承諾を受けること。										
20 消防提出書類		工事施工に際し、既存部分を汚損した場合は、監督職員に報告するとともに承諾を受けて原状に準じて補修する。										
V. 建築改修工事仕様		工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故発生報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出すること。 また、事故発生後の措置について監督員と協議を行うとともに、当該事故に係る状況聴取、調査、検証等に協力すること。										
VI. 建築改修工事仕様		1) 消火器に係る消防用設備等設置届出書の作成 ・本工事 () 建築工事 () 電気設備工事 () 機械設備工事 () 別途工事 2) 防火対象物使用開始届出書 書類の作成（電気設備図面の作成及び電気設備に関する部分の記入）を行うこと。										
① 労働安全衛生法に基づく労働災害防止措置		労働安全衛生法第30条第1項に規定する措置を講ずる必要がある場合、その措置を講ずべき者として、同法第30条第2項の規定に基づき、本工事の請負者を指名する。この場合における指名への同意は、本工事の請負契約を締結することにより得られたものとみなす。										
② 不正軽油の使用の禁止		1) 一般事項 工事現場で使用し、又は使用せる車両（機械等の搬出入車両を含む。）並びに建設機械等の燃料として、不正軽油（地方税法第144条の32（製造等の承認を受ける義務等）の規定に違反する燃料をいう。）を使用してはならない。 2) 調査の協力 受注者は、市が使用燃料の採油調査を行う場合には、その調査に協力しなければならない。また、受注者は下請負者等に同調査に協力するよう管理及び監督しなければならない。 3) 是正措置 受注者は、不正軽油の使用が判明した場合は、速やかに是正措置を講じなければならない。また、受注者は下請負者等に不正軽油の使用が判明した場合は速やかに是正措置を講じるよう管理及び監督しなければならない。										
2.3 屋外広告物		屋外広告物を設置する場合は、「三重県屋外広告物条例」第23条に規定する屋外広告業の登録事業者であること。										
④ 石綿含有建材の調査		① 石綿含有建材の事前調査 調査範囲 () 改修部分すべて () 貸与資料 () 既存の設計図書 () 石綿含有建材の調査報告書 () ・分析調査 分析対象 アクチノライト、アモサイト、アンフィライト、クリソタイル、クロシドライト、トレモライト 分析方法										
⑤ 防音パネル		サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 () 図面 ()										
⑥ 防音シート		サンプル数 1箇所あたり3サンプル 採取箇所 () 図面 ()										
⑦ 足場		① 騒音・粉じん等の対策 (2. 1. 3) ② 足場 (2. 2. 1) 内部足場の種別 (参考) (表2. 2. 1) 外部足場の種別 (参考) (表2. 2. 1) 外部足場設置範囲 (参考) (表2. 2. 1) ・脚立 () 手摺先行搭設組合式足場 () 外部足場改修部 () 昇降用 () 転落防止用 () 防護シート等による養生 () 適用する ()										
⑧ 仮設工事		足場の組立て後、足場に間に十分な知識と経験を有する者により点検を行い記録を保存すること。 つり足場、張出し足場又は高さが10m以上の足場で、組立てから解体までの期間が60日以上のものについては、組立て後市監督員立ち合いの下、当該足場の組立てを担当した者以外の足場に間に十分な知識と経験を有する者により点検を行うこと。 なお、「十分な知識と経験を有する者」とは、以下の者とする。 1) 足場の組立て等作業主任者であって、労働安全衛生法第19条の2に基づく足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受けた者 2) 労働安全衛生法第81条に規定する労働安全コンサルタント（区分が土木又は建築である者）や厚生労働大臣の登録を受けた者が行う研修を修了した者等法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者 3) 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等足場の点検に必要な専門的知識の習得のため行う教育、研修又は講習を修了するなど、足場の安全点検について、上記1)又は2)に掲げる者と同等の知識・経験を有する者										
⑨ 既存部分の養生		既存部分の養生 () 既存ブラインド・カーテンの養生 () 養生方法 () 保管場所 () 構内既存施設内 固定された備品、机、ロッカーの移動 () 行う () 行わない ()										
⑩ 仮設間仕切り		屋内の仮設間仕切り () A種 () B種 () C種 () 合板 厚さ 9mm () せっこうボード 厚さ 9.5mm () 合板又は石こうボードの塗装 () 行う () 行わない ()										
⑪ 監督員事務所		5 監督員事務所 (2. 4. 1) 構内建物内の一部を使用する。 設置する () 設置しない 監督員事務所の規模 (単位: m ²) 通用 () 10程度 () 20程度 () 35程度 () 65程度 () 100程度 () 規模 () 10程度 () 20程度 () 35程度 () 65程度 () 100程度 () 監督員事務所の仕上げ 部位等 () 仕上げ () 床 合板張り又はビニール床シート張り () 内壁・天井 合板張り又はせっこうボード張り、合成樹脂エマルション塗り () 屋根 裝溶融垂鉛めっき鋼板張り、又は鉄板張り、調合ペイント塗り ()										
⑫ 監督員事務所の設備・備品等		6 監督員事務所の設備・備品等 (2. 4. 1) (2. 7) 種類 机・いす 書棚 黒板・白板 掛時計 溫度計 数量 組 台 個 個 個 種類 長靴 雨合羽 保護帽 棕中電灯 衣類ロッカー 数量 足 着 個 個 種類 消火器 掃除具 受注者加入電話 冷暖房機器 インターネット 数量 個 個 台 台										
⑬ 仮設便所		構内既存の施設 () 利用できる () 利用できない ()										
⑭ 工事用水		構内既存の施設 () 利用できる () 有償 () 无偿 () 利用できない ()										
⑮ 工事用電力		構内既存の施設 () 利用できる () 有償 () 无偿 () 利用できない ()										
⑯ 交通誘導警備員		有償利用の場合において、本工事で新規受電又は既設電気回路に接続し通電した時から工事に起因する電力料金は、本工事に含まれる。 配置 () 図示 ()										
VII. 建築改修工事仕様												
VIII. 建築改修工事仕様												
IX. 建築改修工事仕様												
X. 建築												

③ 防 水 改 修 工 事	1 アスファルト 防水 (3.3.3) (表3.3.3)～ (表3.3.10)	工法 種別 施工箇所				
		PIB	B-1 B-2			
改質アスファルトルーフィングシート						
種類 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ()						
厚さ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ()						
部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシート						
種類 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ()						
厚さ 改修標準仕様書(表3.3.3)～(表3.3.9)による ()						
(3.3.2) 断熱工法の断熱材 (PIB1, P2A1, POD1, M3D1, M4D1)						
材質 ()						
押出法ポリスチレンフォーム断熱材3種 b A (スキンあり)						
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種 1号						
・硬質ウレタンフォーム断熱材2種 2号						
厚さ ()						
ルーフドレン取り及び立上がり部周辺断熱材の張りじまい位置 図示(図面番号:)						
(3.3.3)(2)(4) (3.3.3)(3) 脱気装置 (M3D, POD, POD1, M3D1, M4D1)						
・設ける(設置数量 図示(図面番号:)、材質())						
・設けない						
・仕上塗料 種類() 使用量()						
保護コンクリートの厚さ こて仕上げ 水下80mm以上 ()						
床タイル張り 水下60mm以上 ()						
(3.3.5) (3.5.1) こて仕上げの場合のコンクリートの平たんさ a種 b種 c種						
保護層 設ける 設けない						
屋上排水溝の適用 適用する						
立上り保護 乾式保護材()						
(表8.1.5) (8.1.5) 乾式保護材() れんが(材種 JIS R1250)						
2 改質アスファルトシート防水 (3.4.2)						
改質アスファルトシート						
種類 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ()						
厚さ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ()						
粘着層付改質アスファルトシート及び部分粘着層付改質アスファルトシート						
種類 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ()						
厚さ 改修標準仕様書(表3.4.1)～(表3.4.3)による ()						
断熱工法の断熱材 (M3AS1, M4AS1, POAS1)						
材質 厚さ() 図示()						
(3.4.3) (3.4.1)～(表3.4.3) 工法 種別 施工箇所 仕上塗料						
・M4AS AS-T1 AS-T2 AS-J2						
脱気装置 設ける(設置数量 図示()、材質())						
・設けない						
ルーフィングシート						
種類 改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による ()						
厚さ 改修標準仕様書(表3.5.1)～(表3.5.3)による ()						
(3.5.2) 総線用シート 発泡ポリエチレンシート						
固定金具の材質及び寸法形状 図示()						
断熱工法の断熱材 (POSI, S4S1, S3S1, M4S1)						
材質 厚さ() 図示()						
(3.5.3) (3.5.1)～(表3.5.3) 工法 種別 種別 仕上塗料						
・S3S S-F1(S1-F1) S-F2(S1-F2)						
脱気装置 設ける(設置数量 国示()、材質())						
・設けない						
既存防水層下地がPCコンクリート部材の場合 目地処理 国示()						
増張り 国示()						
機械式固定方法						
風圧力に対応した工法 国示()						
保護層の施工 国示()						
(3.5.4) 塗膜防水 (3.6.3) (3.6.3) (1) 工法 種別 施工箇所 仕上塗料						
POX X-1 X-2 国示						
L4X X-1H X-2H 国示						
・自閉樹脂塗膜防水(A-2) 国示						
脱気装置 設ける(設置数量 国示()、材質())						
・設けない						
(3.6.3) (2) 工法 種別 施工箇所						
・PIY Y-2 国示						
・P2Y 国示						
保護層 国示()						
(M4AS, M4ASI, M4C, M4D) 行う 行わない						
(L4X) 行う 行わない						
5 既存防水層表面の仕上塗装の除去 (3.2.6) (3) (4) (3.2.6) (3) (5) 国示()						
1 アスファルト防水 (3.3.3) (表3.3.3)～(表3.3.10) (3.7.2) (3.7.1) (3.7.4～7) (3.7.8) (3.8.2) (3.9.1) (3.9.3) (3.9.4) (3.9.5) (3.9.6) (3.9.7) (3.9.8) (3.9.9) (3.9.10) (3.9.11) (3.9.12) (3.9.13) (3.9.14) (3.9.15) (3.9.16) (3.9.17) (3.9.18) (3.9.19) (3.9.20) (3.9.21) (3.9.22) (3.9.23) (3.9.24) (3.9.25) (3.9.26) (3.9.27) (3.9.28) (3.9.29) (3.9.30) (3.9.31) (3.9.32) (3.9.33) (3.9.34) (3.9.35) (3.9.36) (3.9.37) (3.9.38) (3.9.39) (3.9.40) (3.9.41) (3.9.42) (3.9.43) (3.9.44) (3.9.45) (3.9.46) (3.9.47) (3.9.48) (3.9.49) (3.9.50) (3.9.51) (3.9.52) (3.9.53) (3.9.54) (3.9.55) (3.9.56) (3.9.57) (3.9.58) (3.9.59) (3.9.60) (3.9.61) (3.9.62) (3.9.63) (3.9.64) (3.9.65) (3.9.66) (3.9.67) (3.9.68) (3.9.69) (3.9.70) (3.9.71) (3.9.72) (3.9.73) (3.9.74) (3.9.75) (3.9.76) (3.9.77) (3.9.78) (3.9.79) (3.9.80) (3.9.81) (3.9.82) (3.9.83) (3.9.84) (3.9.85) (3.9.86) (3.9.87) (3.9.88) (3.9.89) (3.9.90) (3.9.91) (3.9.92) (3.9.93) (3.9.94) (3.9.95) (3.9.96) (3.9.97) (3.9.98) (3.9.99) (3.9.100) (3.9.101) (3.9.102) (3.9.103) (3.9.104) (3.9.105) (3.9.106) (3.9.107) (3.9.108) (3.9.109) (3.9.110) (3.9.111) (3.9.112) (3.9.113) (3.9.114) (3.9.115) (3.9.116) (3.9.117) (3.9.118) (3.9.119) (3.9.120) (3.9.121) (3.9.122) (3.9.123) (3.9.124) (3.9.125) (3.9.126) (3.9.127) (3.9.128) (3.9.129) (3.9.130) (3.9.131) (3.9.132) (3.9.133) (3.9.134) (3.9.135) (3.9.136) (3.9.137) (3.9.138) (3.9.139) (3.9.140) (3.9.141) (3.9.142) (3.9.143) (3.9.144) (3.9.145) (3.9.146) (3.9.147) (3.9.148) (3.9.149) (3.9.150) (3.9.151) (3.9.152) (3.9.153) (3.9.154) (3.9.155) (3.9.156) (3.9.157) (3.9.158) (3.9.159) (3.9.160) (3.9.161) (3.9.162) (3.9.163) (3.9.164) (3.9.165) (3.9.166) (3.9.167) (3.9.168) (3.9.169) (3.9.170) (3.9.171) (3.9.172) (3.9.173) (3.9.174) (3.9.175) (3.9.176) (3.9.177) (3.9.178) (3.9.179) (3.9.180) (3.9.181) (3.9.182) (3.9.183) (3.9.184) (3.9.185) (3.9.186) (3.9.187) (3.9.188) (3.9.189) (3.9.190) (3.9.191) (3.9.192) (3.9.193) (3.9.194) (3.9.195) (3.9.196) (3.9.197) (3.9.198) (3.9.199) (3.9.200) (3.9.201) (3.9.202) (3.9.203) (3.9.204) (3.9.205) (3.9.206) (3.9.207) (3.9.208) (3.9.209) (3.9.210) (3.9.211) (3.9.212) (3.9.213) (3.9.214) (3.9.215) (3.9.216) (3.9.217) (3.9.218) (3.9.219) (3.9.220) (3.9.221) (3.9.222) (3.9.223) (3.9.224) (3.9.225) (3.9.226) (3.9.227) (3.9.228) (3.9.229) (3.9.230) (3.9.231) (3.9.2						

	一級建築士事務所第1-2091号 三重県津市三重町津興433-47 TEL 059-226-7150 FAX 059-226-4960	一級建築士第123009号 田中 孝	制作年月日	備考	工事名称 津市モーターボート競走場仮設棟改修工事	図面名称・縮尺 特記仕様書-5	No. A05 原図 A2
--	---	-----------------------	-------	----	-----------------------------	--------------------	------------------



参考図



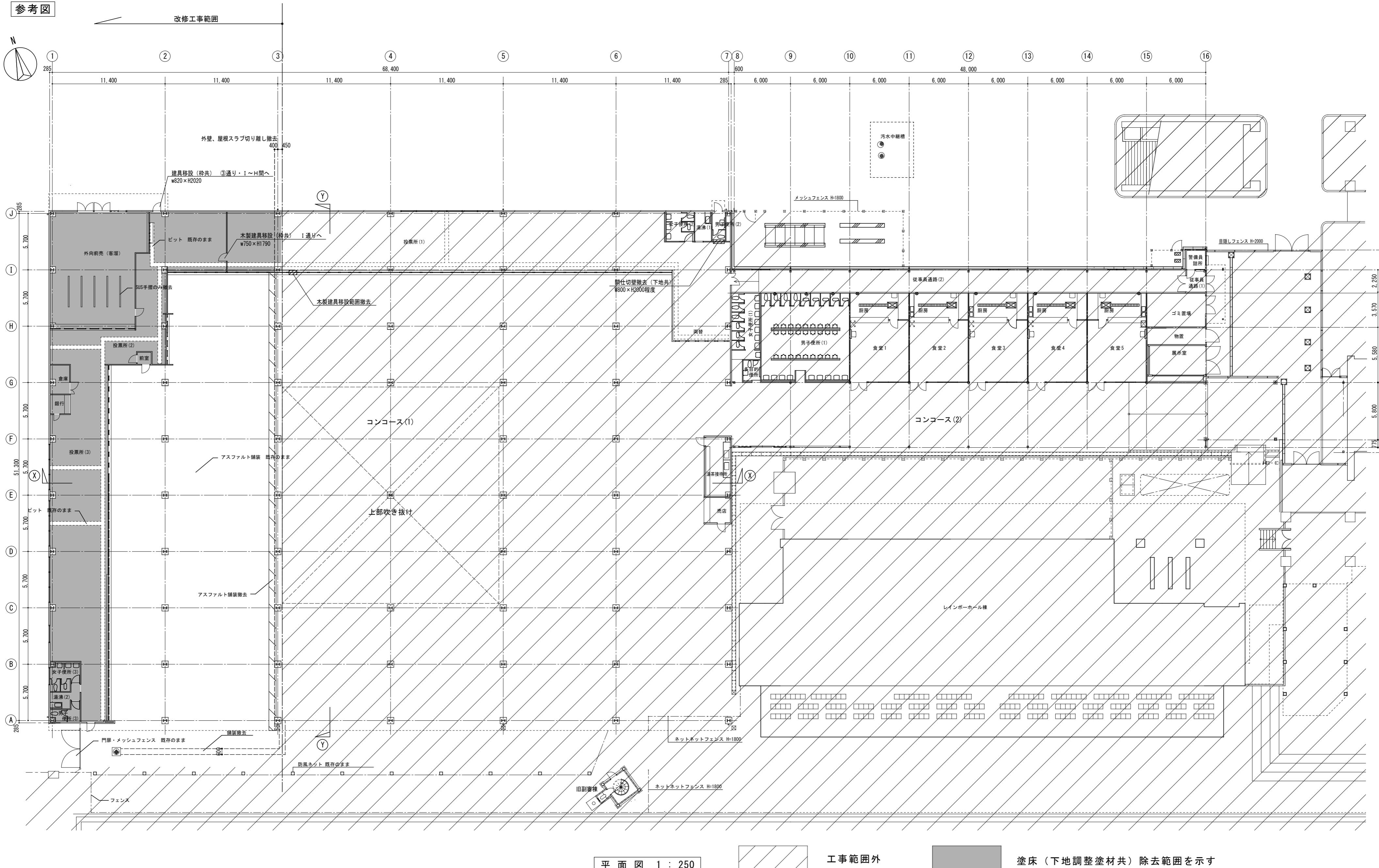
外部仕上表（仮設棟）							
屋根	コンクリート金ゴテ シート防水				建 具	アルミ製アルマイド処理	
庇	ルーフデッキ：カラー鋼板 $t=0.5$				豎 棚	硬質塩化ビニル 150	
パラベット	笠木：カラー鋼板 $t=0.5$				犬 走り	アスファルト舗装	
	立上り：コンクリート金ゴテ塗膜防水				水面際立見	カラーアスファルト舗装	
外 壁	サイディングボード張りEP $t=18$						
基礎立上り	コンクリート打放し						

仕上表											
室名	箇所	床	床高	幅木	腰壁	壁	塗料	見切縁	天井	CH	備考
外向発売(客溜)	仕上 下地	塗床（ウレタン系） （下地調整塗材にアスベスト含有） 土間コンクリート、下断熱防湿層下地	±0	ビニル幅木 接着剤及び下地調整塗材に アスベスト含有	ケイカル板 $t=10$ （一重） LGS	ケイカル板 $t=10$ （一重） LGS	VP	塩ビ	化粧石膏ボード LGS	3,000	
コンコース(1)	仕上 下地	カラーアスファルト舗装	±0		コンクリートブロック化粧積	ケイカル板 $t=10$ （本体にアスベスト含有） LGS	VP	塩ビ	化粧石膏ボード、ケイカル板 LGS	3,000	
投票所(1)	仕上 下地	塗床（ウレタン系） （下地調整塗材にアスベスト含有） 土間コンクリート、下断熱防湿層下地	+100	ビニル幅木 接着剤及び下地調整塗材に アスベスト含有	コンクリートブロック化粧積	石膏ボード $t=9.5+12.5$ LGS	EP	塩ビ	化粧石膏ボード LGS	2,500	カウンター 配管ピット
投票所(2)	仕上 下地	塗床（ウレタン系） （下地調整塗材にアスベスト含有） 土間コンクリート、下断熱防湿層下地	+100	ビニル幅木 接着剤及び下地調整塗材に アスベスト含有	コンクリートブロック化粧積	石膏ボード $t=9.5+12.5$ LGS	EP	塩ビ	化粧石膏ボード LGS	2,500	カウンター 配管ピット
前室	仕上 下地	塗床（ウレタン系） （下地調整塗材にアスベスト含有） 土間コンクリート、下断熱防湿層下地	+100	ビニル幅木 接着剤及び下地調整塗材に アスベスト含有		石膏ボード $t=9.5+12.5$ LGS	EP	塩ビ	化粧石膏ボード LGS	2,500	
倉庫	仕上 下地	塗床（ウレタン系） （下地調整塗材にアスベスト含有） 土間コンクリート、下断熱防湿層下地	+100	ビニル幅木 接着剤及び下地調整塗材に アスベスト含有		石膏ボード $t=9.5+12.5$ LGS	EP	塩ビ	化粧石膏ボード LGS	2,500	
銀行	仕上 下地	塗床（ウレタン系） （下地調整塗材にアスベスト含有） 土間コンクリート、下断熱防湿層下地	+100	ビニル幅木 接着剤及び下地調整塗材に アスベスト含有	コンクリートブロック化粧積	石膏ボード $t=9.5+12.5$ LGS	EP	塩ビ	化粧石膏ボード LGS	2,500	カウンター
投票所(3)	仕上 下地	塗床（ウレタン系） （下地調整塗材にアスベスト含有） 土間コンクリート、下断熱防湿層下地	+100	ビニル幅木 接着剤及び下地調整塗材に アスベスト含有	コンクリートブロック化粧積	石膏ボード $t=9.5+12.5$ LGS	VP	塩ビ	化粧石膏ボード LGS	2,500	カウンター 配管ピット
女子便所(3)	仕上 下地	塗床（ウレタン系） （下地調整塗材にアスベスト含有） 土間コンクリート、下断熱防湿層下地	+90	ビニル幅木 接着剤及び下地調整塗材に アスベスト含有		ケイカル板 $t=8$ （一重） （塗材及び本体にアスベスト含有） LGS	VP	塩ビ	化粧石膏ボード LGS	2,400	便所ブース
湯沸(2)	仕上 下地	塗床（ウレタン系） （下地調整塗材にアスベスト含有） 土間コンクリート、下断熱防湿層下地	+100	ビニル幅木 接着剤及び下地調整塗材に アスベスト含有		ケイカル板 $t=8$ （一重） （塗材及び本体にアスベスト含有） LGS	VP	塩ビ	化粧石膏ボード LGS	2,400	
男子便所(3)	仕上 下地	塗床（ウレタン系） （下地調整塗材にアスベスト含有） 土間コンクリート、下断熱防湿層下地	+90	ビニル幅木 接着剤及び下地調整塗材に アスベスト含有		ケイカル板 $t=8$ （一重） （塗材及び本体にアスベスト含有） LGS	VP	塩ビ	化粧石膏ボード LGS	2,400	便所ブース
男子便所(2)	仕上 下地	塗床（ウレタン系） （下地調整塗材にアスベスト含有） 土間コンクリート、下断熱防湿層下地	+100	ビニル幅木 接着剤及び下地調整塗材に アスベスト含有		ケイカル板 $t=8$ （一重） （塗材及び本体にアスベスト含有） LGS	VP	塩ビ	化粧石膏ボード LGS	2,400	便所ブース

※塗床（下地調整塗材共）の除去について

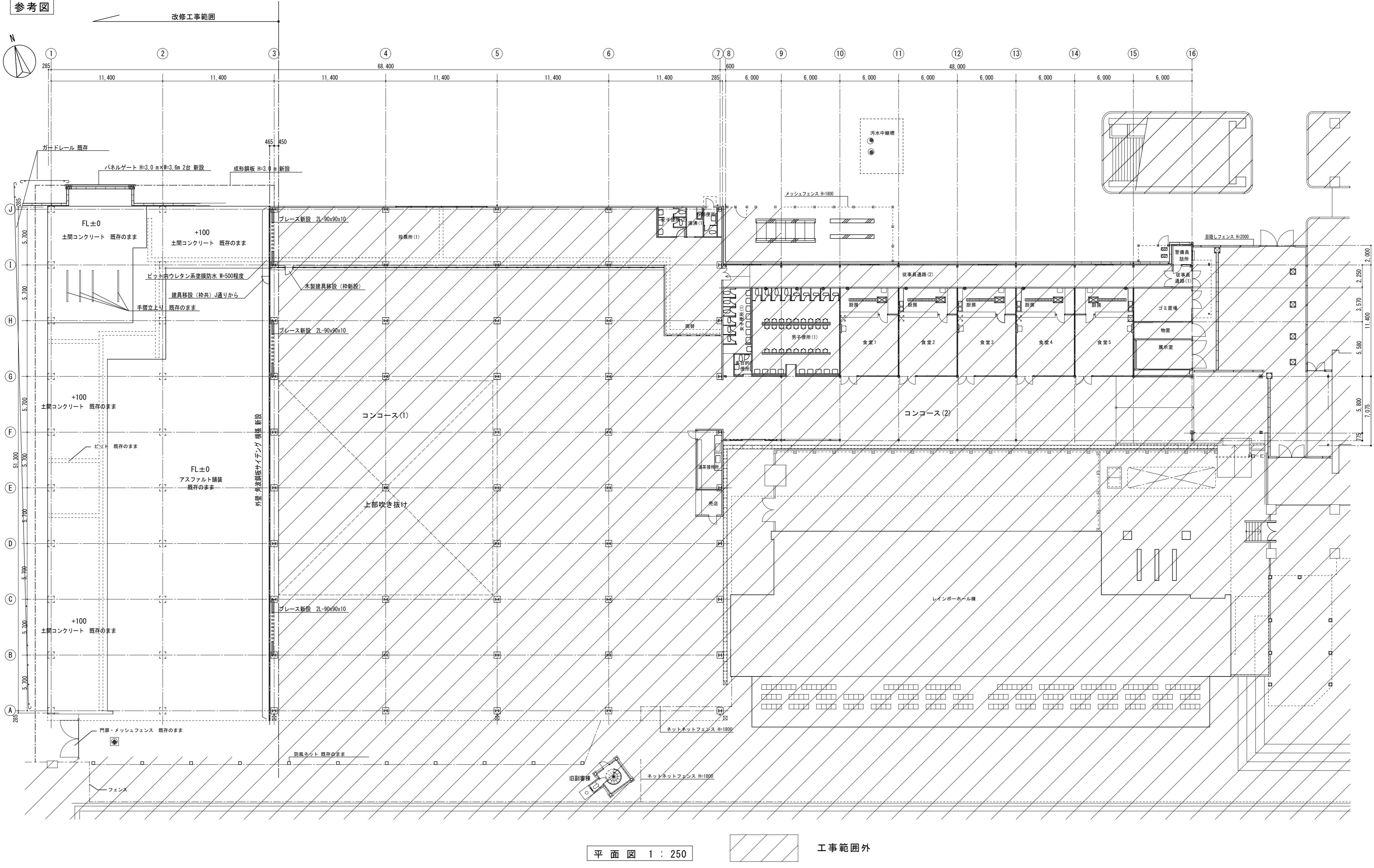
- 除去工法については、集塵装置付き超高压水洗工法（100Mpa以上）及び集塵装置装置付きディスクグラインダーケレン工法の併用とする
- 発生する処理水については、最終処理膜として $0.2\mu m$ 以下のフィルターによりろ過すること
- 処理水については、中和処理し、放流前に水質試験を行うこと
- その他関係法令に基づき、適切に除去、処理及び処分すること

参考図



参考図

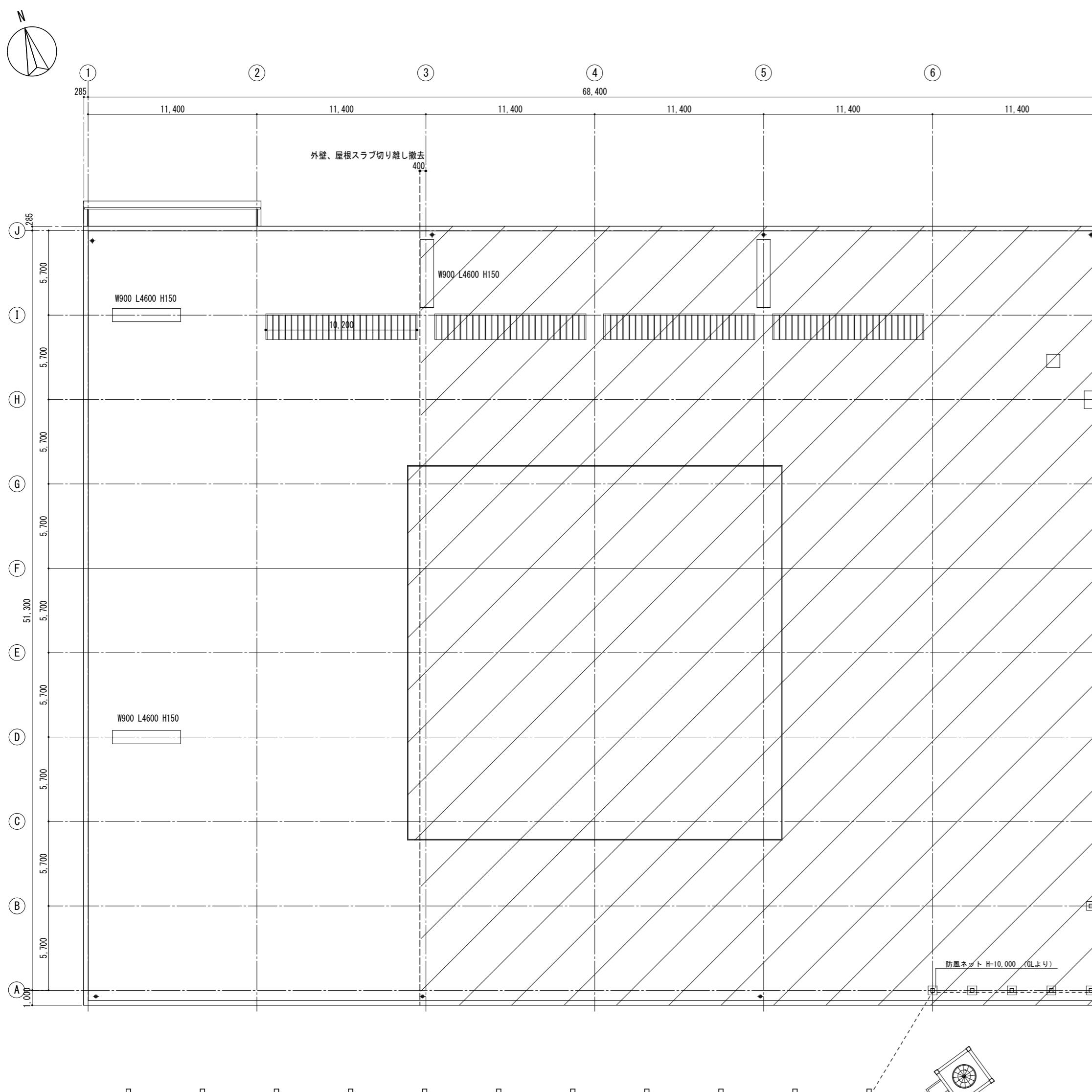
改修工事範囲



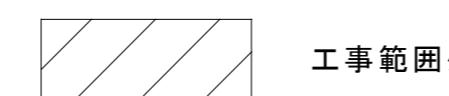
平面図 1 : 250

工事範囲外

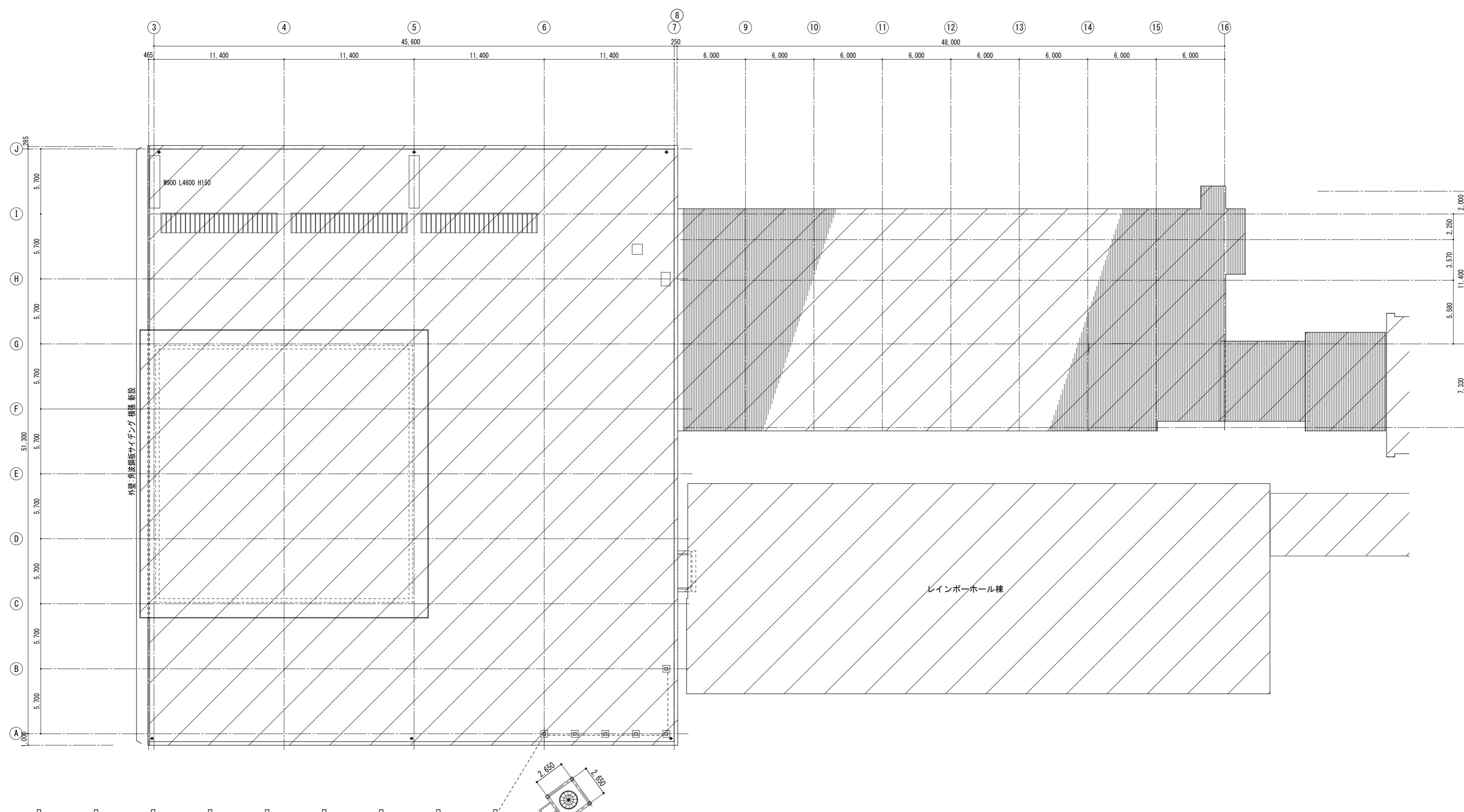
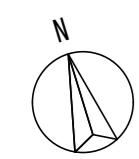
参考図



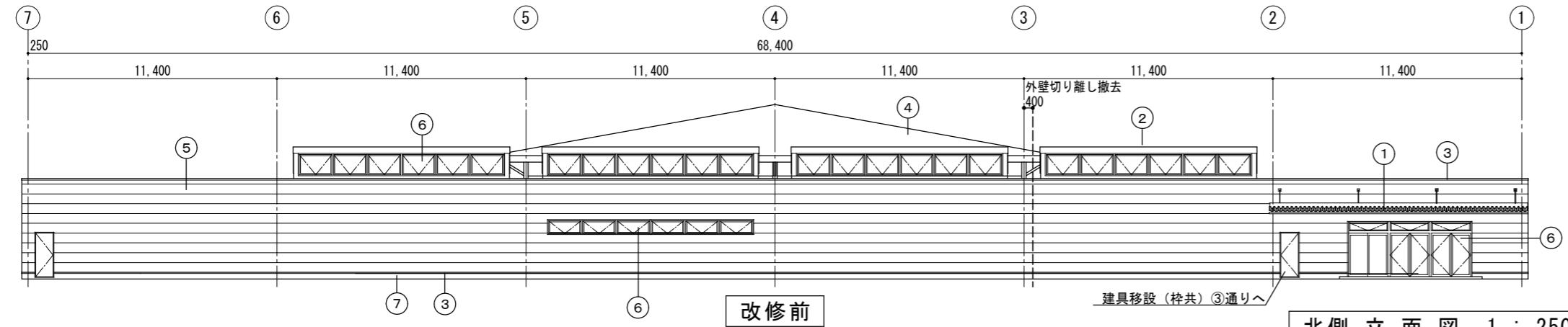
屋根伏図 1 : 250



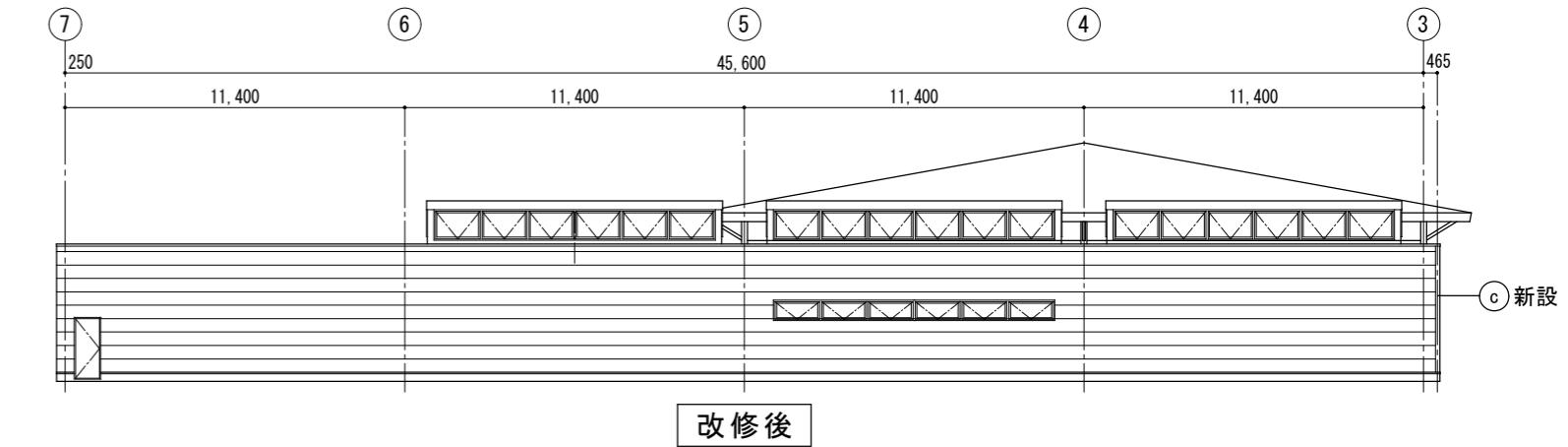
参考図



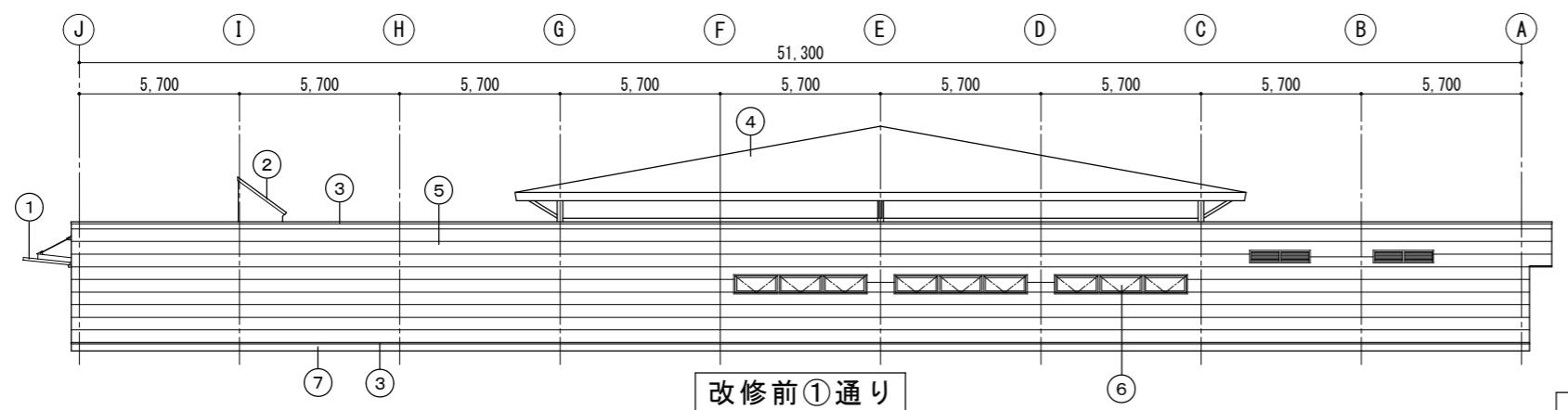
参考図



北側立面図 1 : 250

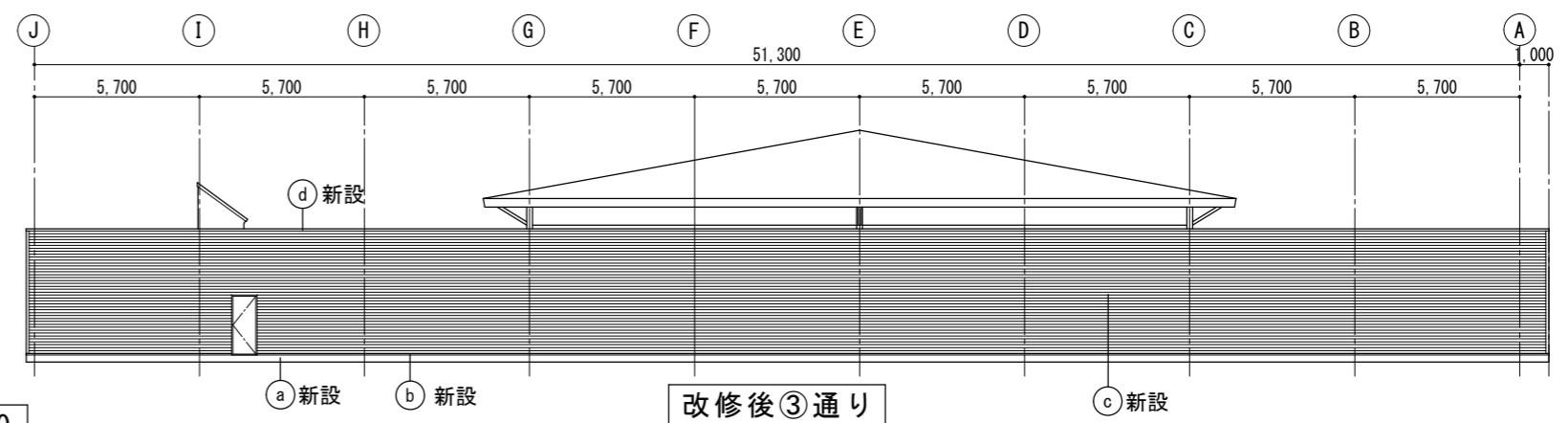


改修後



改修前①通り

西側立面図 1 : 250

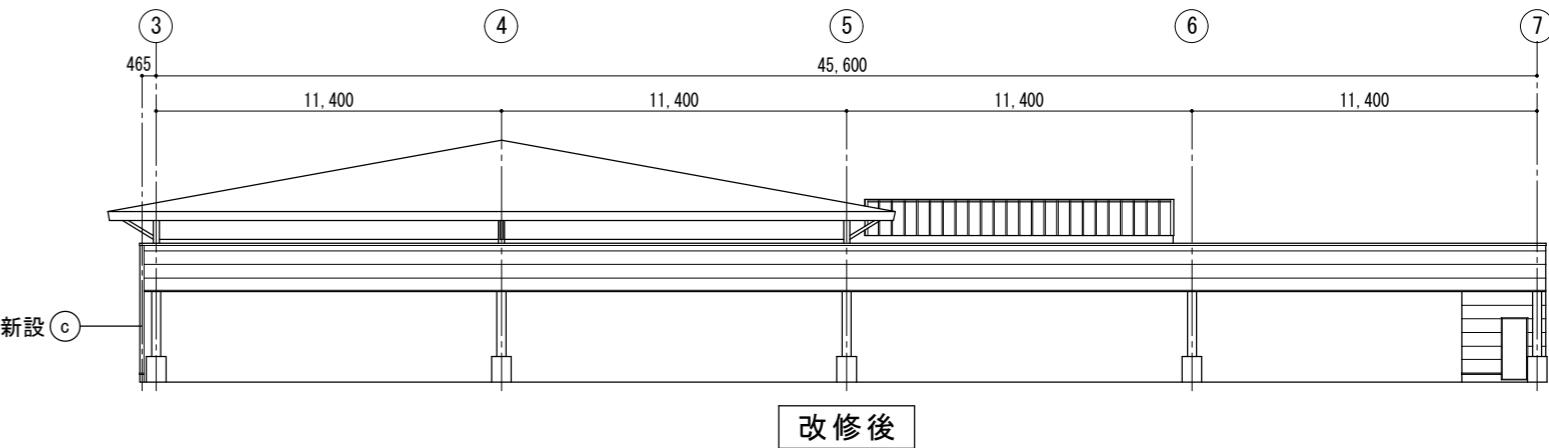


改修後③通り

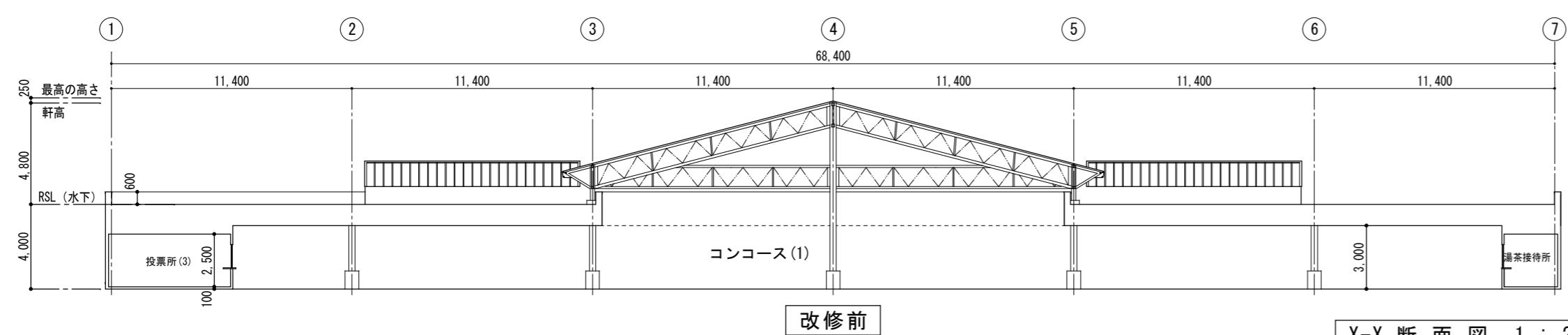
改修前

改修前

南側立面図 1 : 250

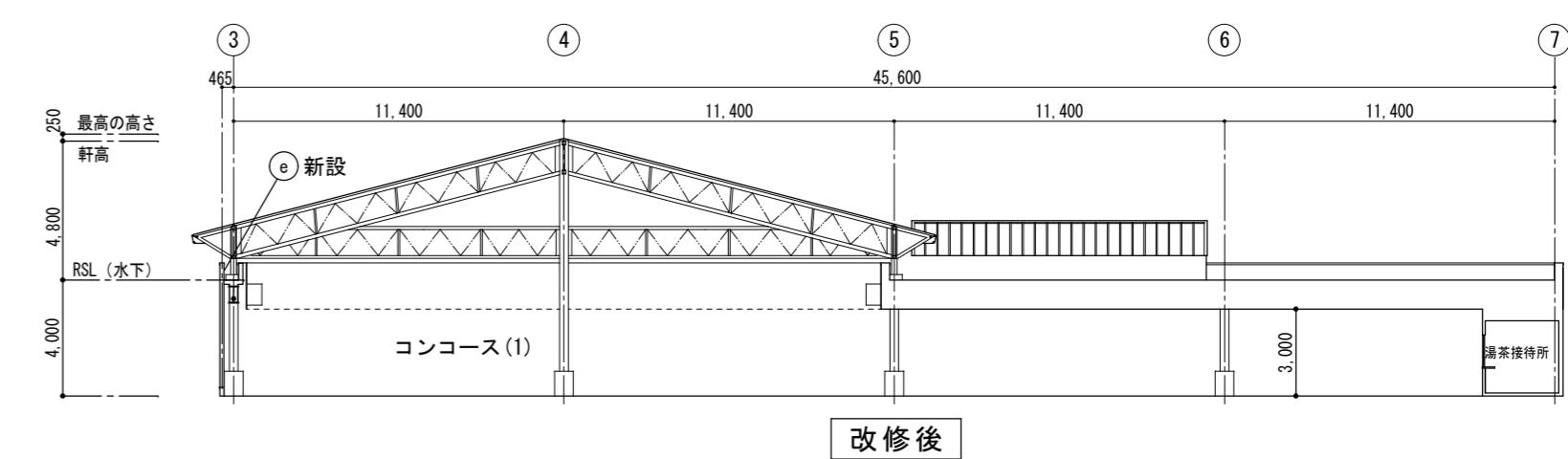


改修後

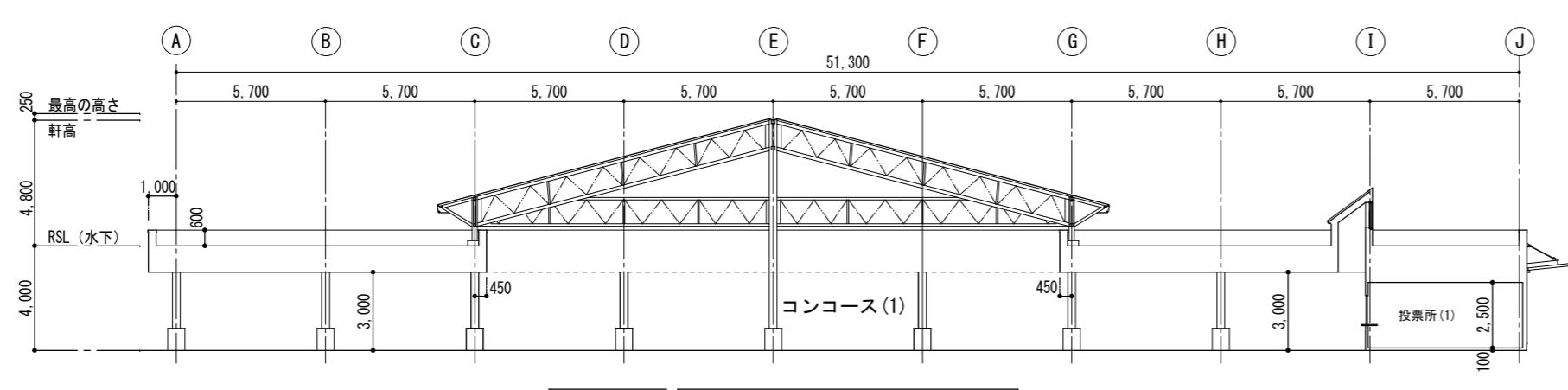


改修前

X-X 断面図 1 : 250



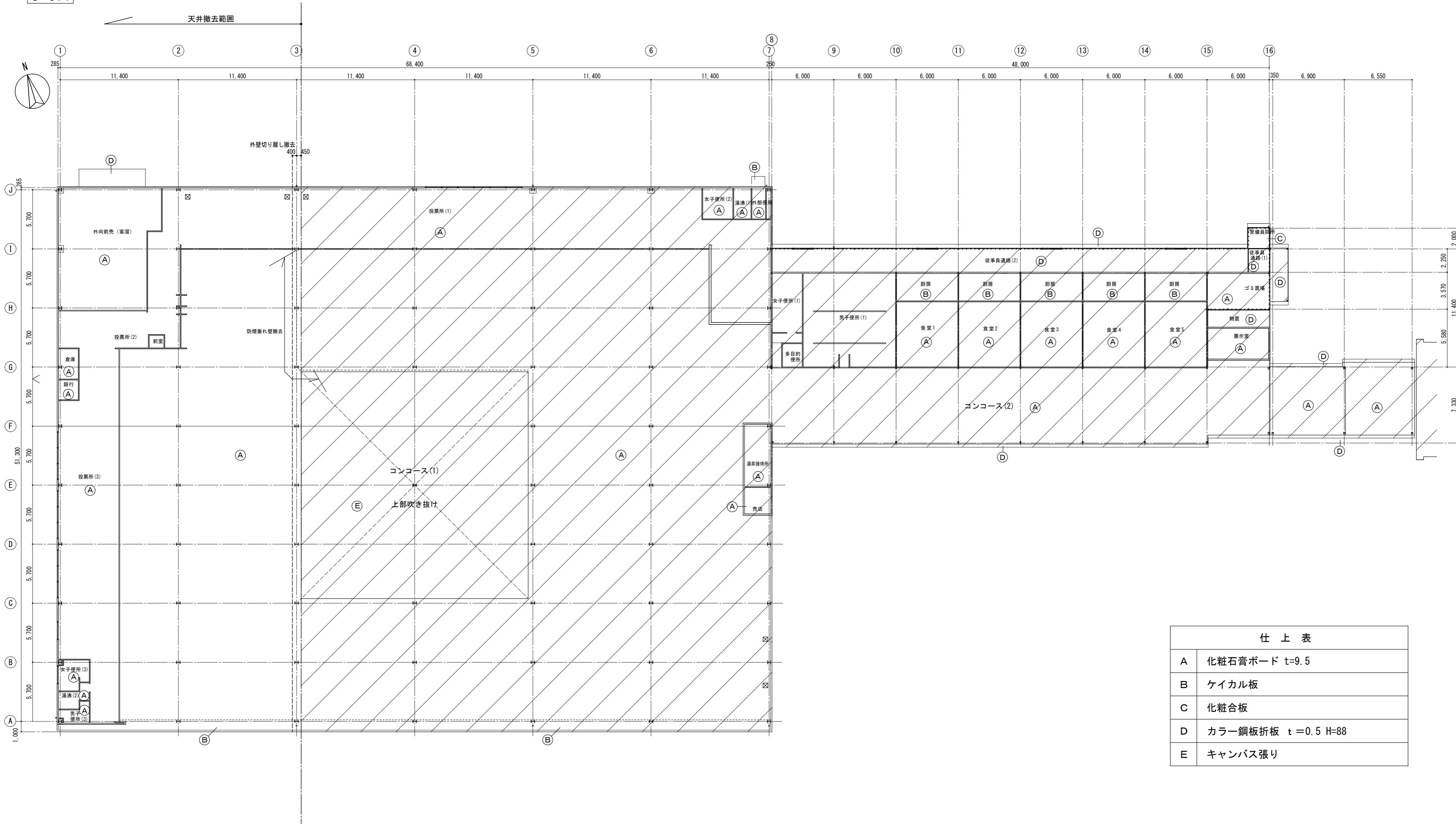
改修後



参 考 Y-Y 断 面 図 1 : 250

仕上表		新設部仕上表	
①	ルーフデッキ $t=0.5$	a	基礎立上 コンクリート打ち放し
②	カラー鋼板瓦棒葺き $t=0.5$	b	カラー鋼板 $t=0.5$
③	カラー鋼板 $t=0.5$	c	外壁 角波鋼板 $t=0.5$ 横張り（ケミカル面戸共）
④	キャンバス（ポリエステル）張り	d	笠木 アルミ W=150（小口カバー共）
⑤	サイディング $t=18.0$	e	パラペット スレートボード $t=8.0$ （目地処理）下地 立上 ウレタン系塗膜防水（X-2）平場500mm程度含
⑥	アルミ建具		
⑦	コンクリート打ち放し		

参考図

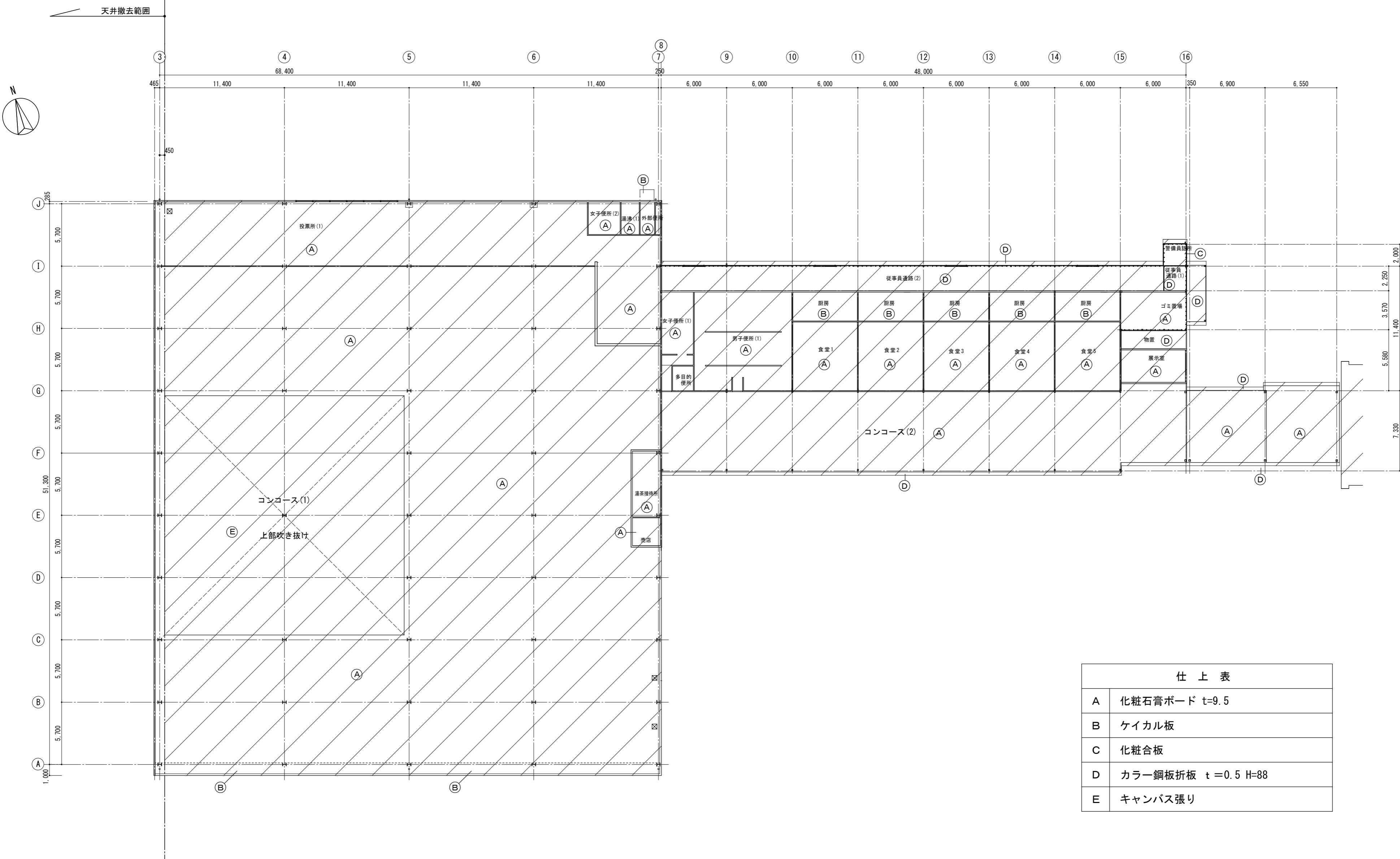


平面図 1 : 250

工事範囲外

参考図

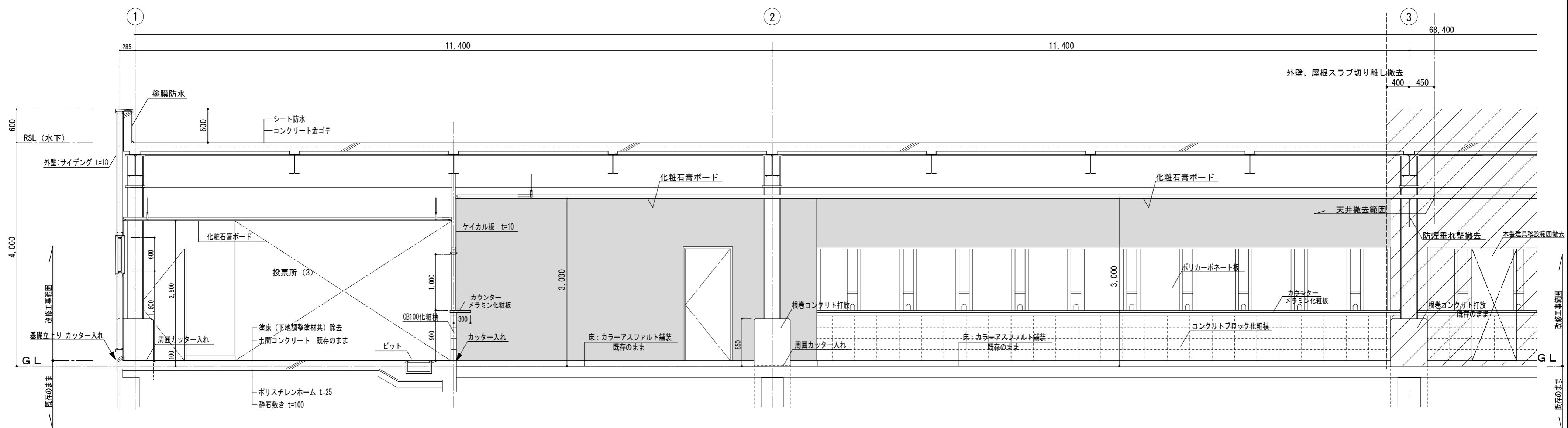
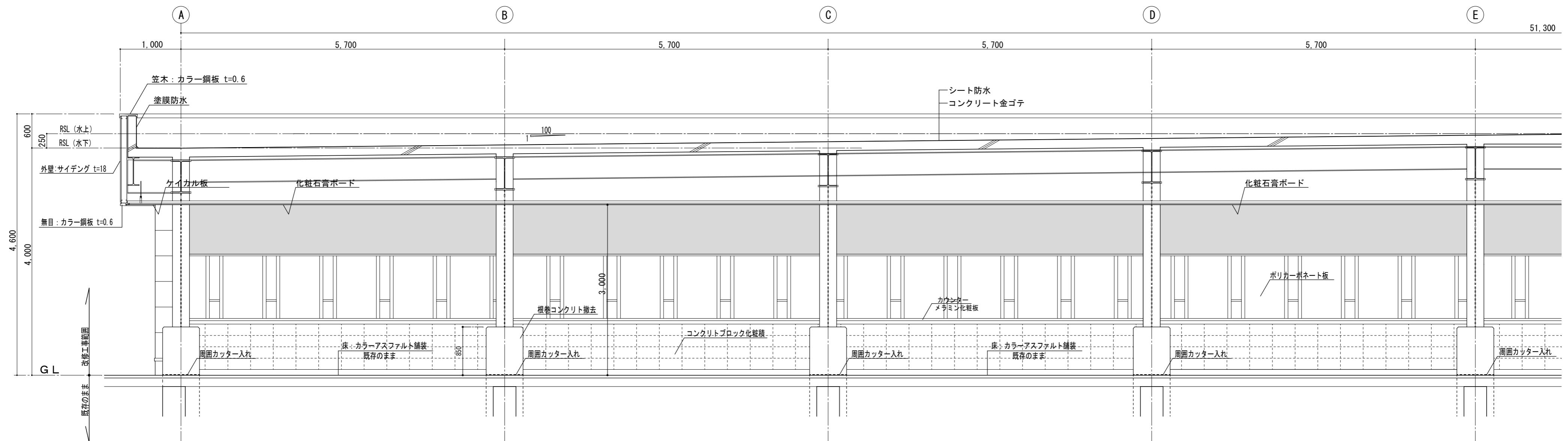
天井撤去範囲



平面図 1 : 250

工事範囲外

参考図

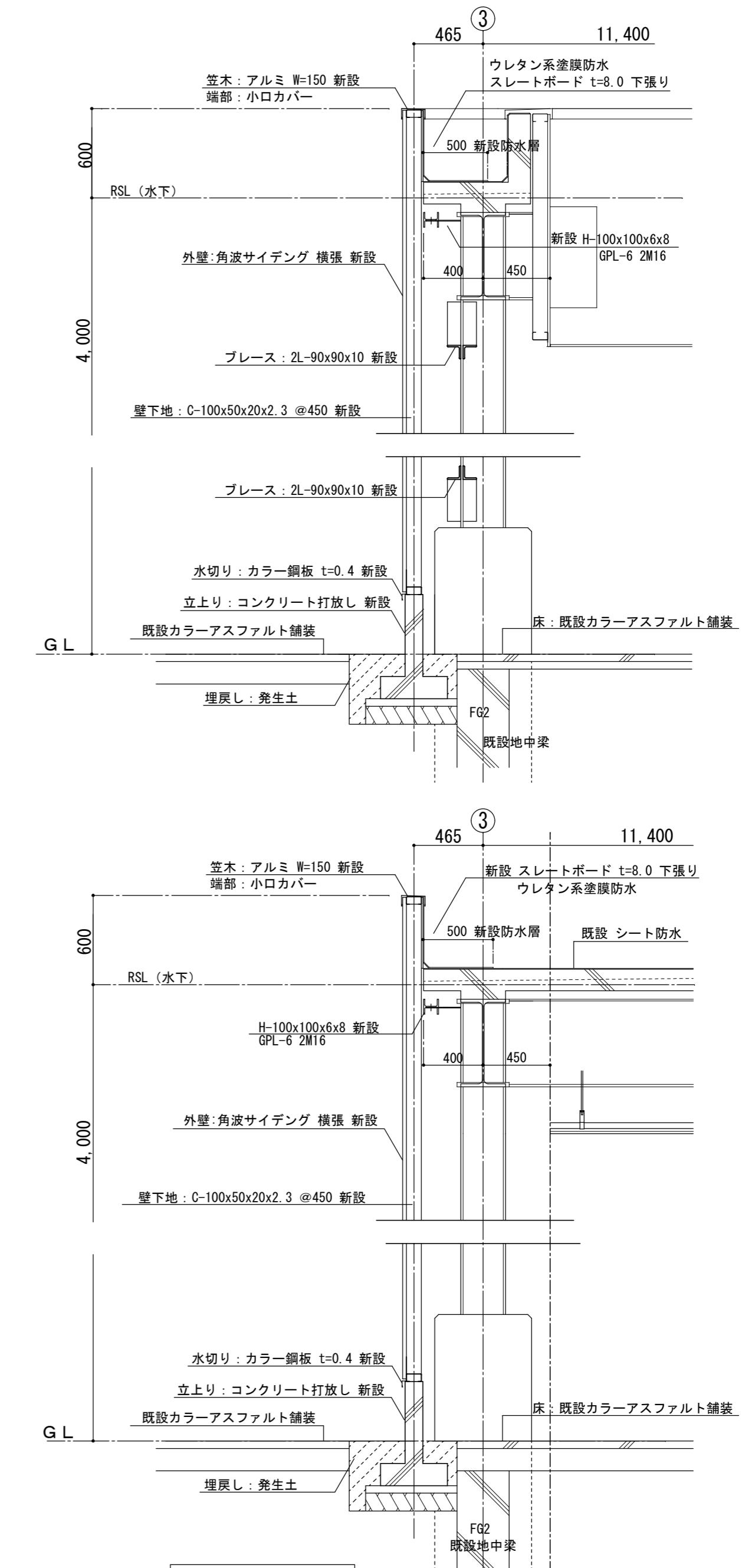
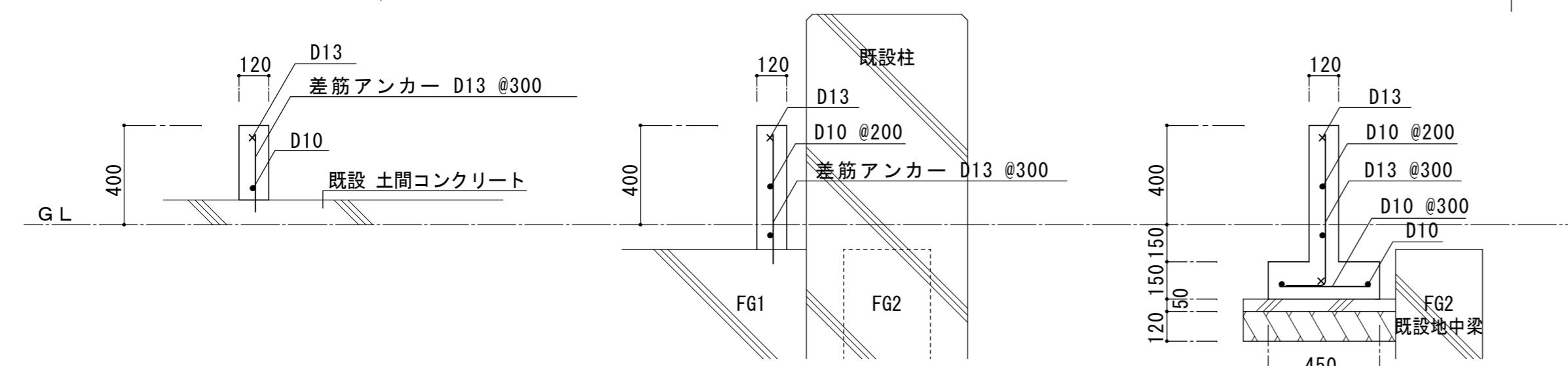
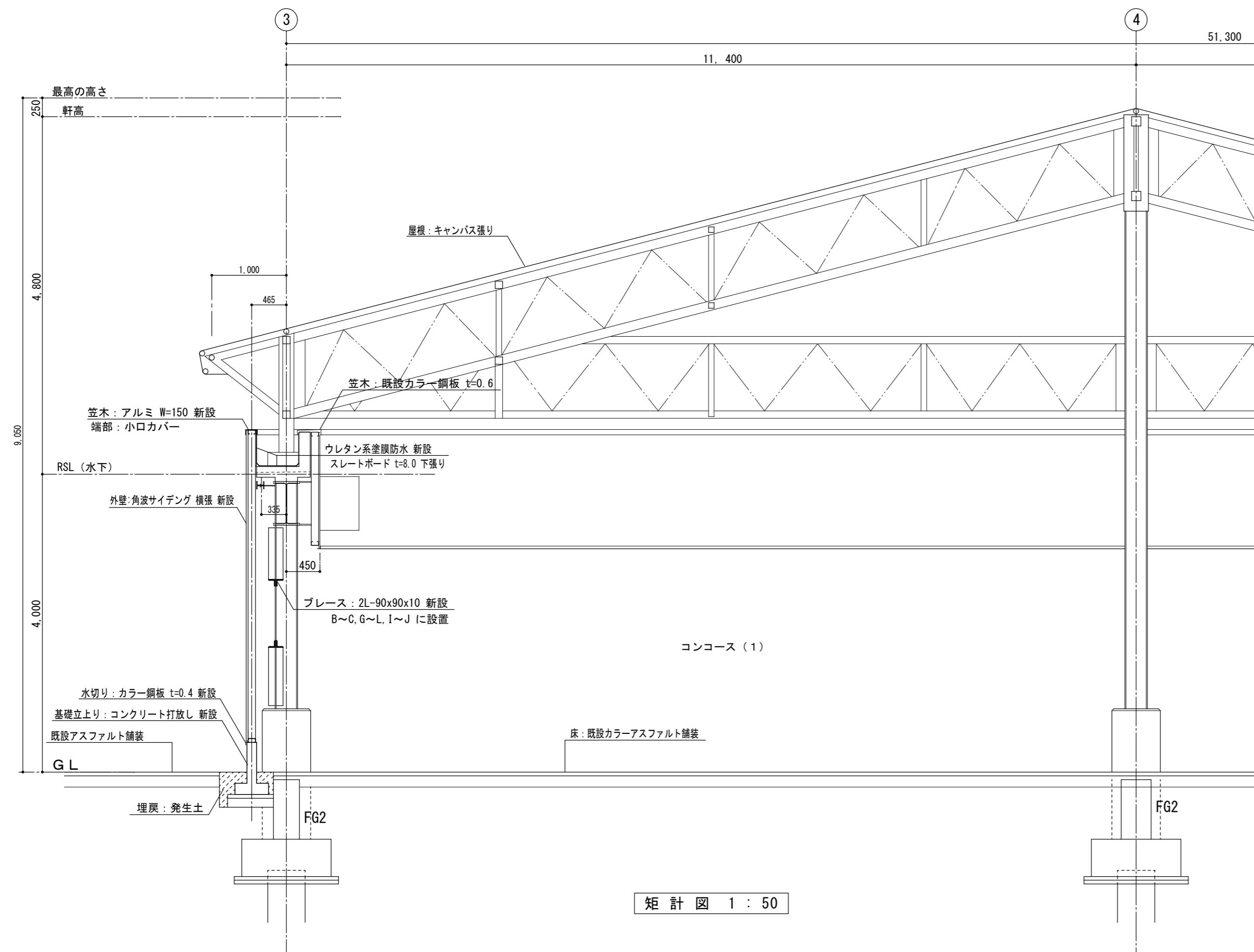


矩計図 1 : 50

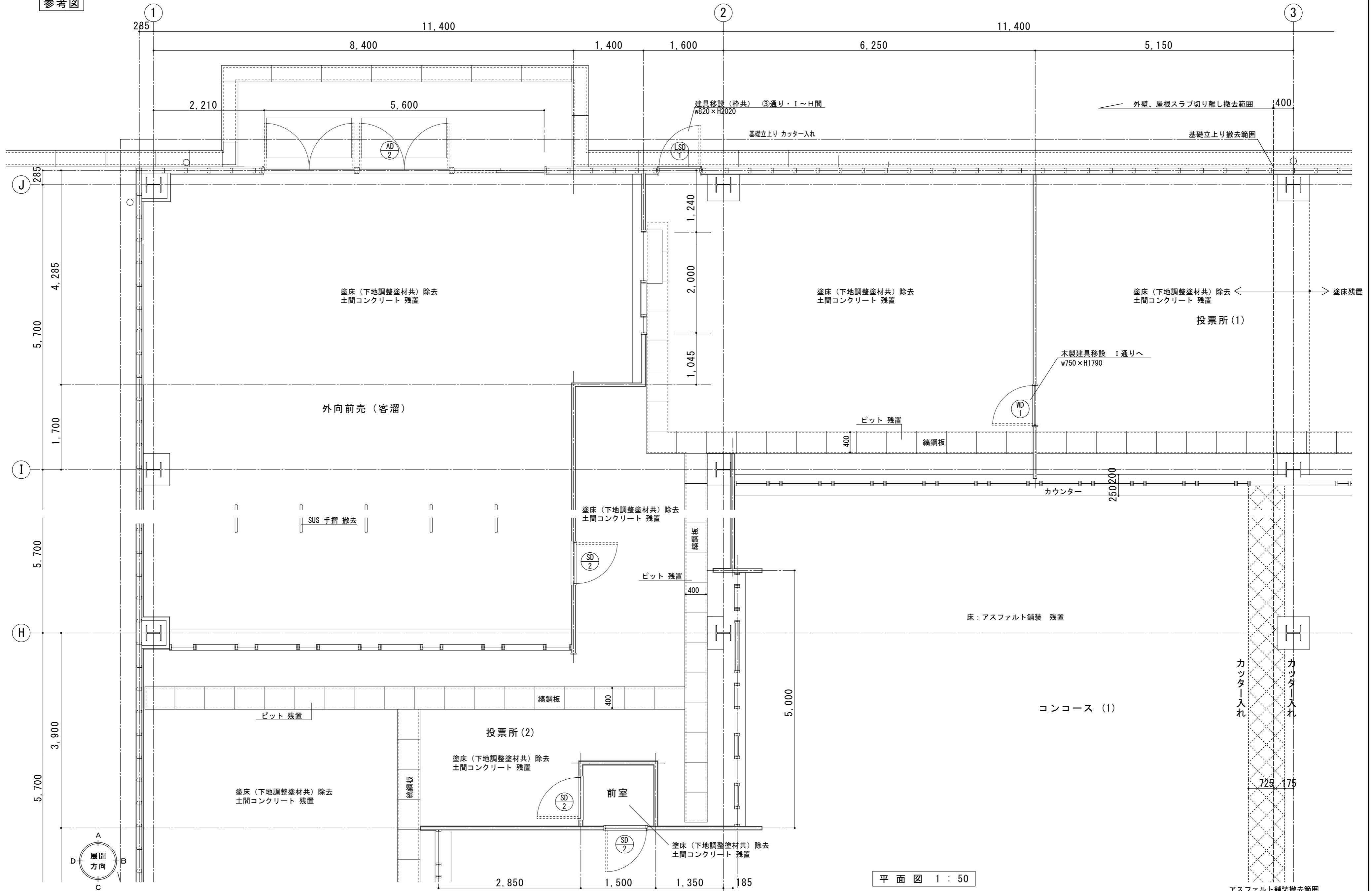
壁：ケイカル板 t=10 (アスベスト含有材)

工事範囲外

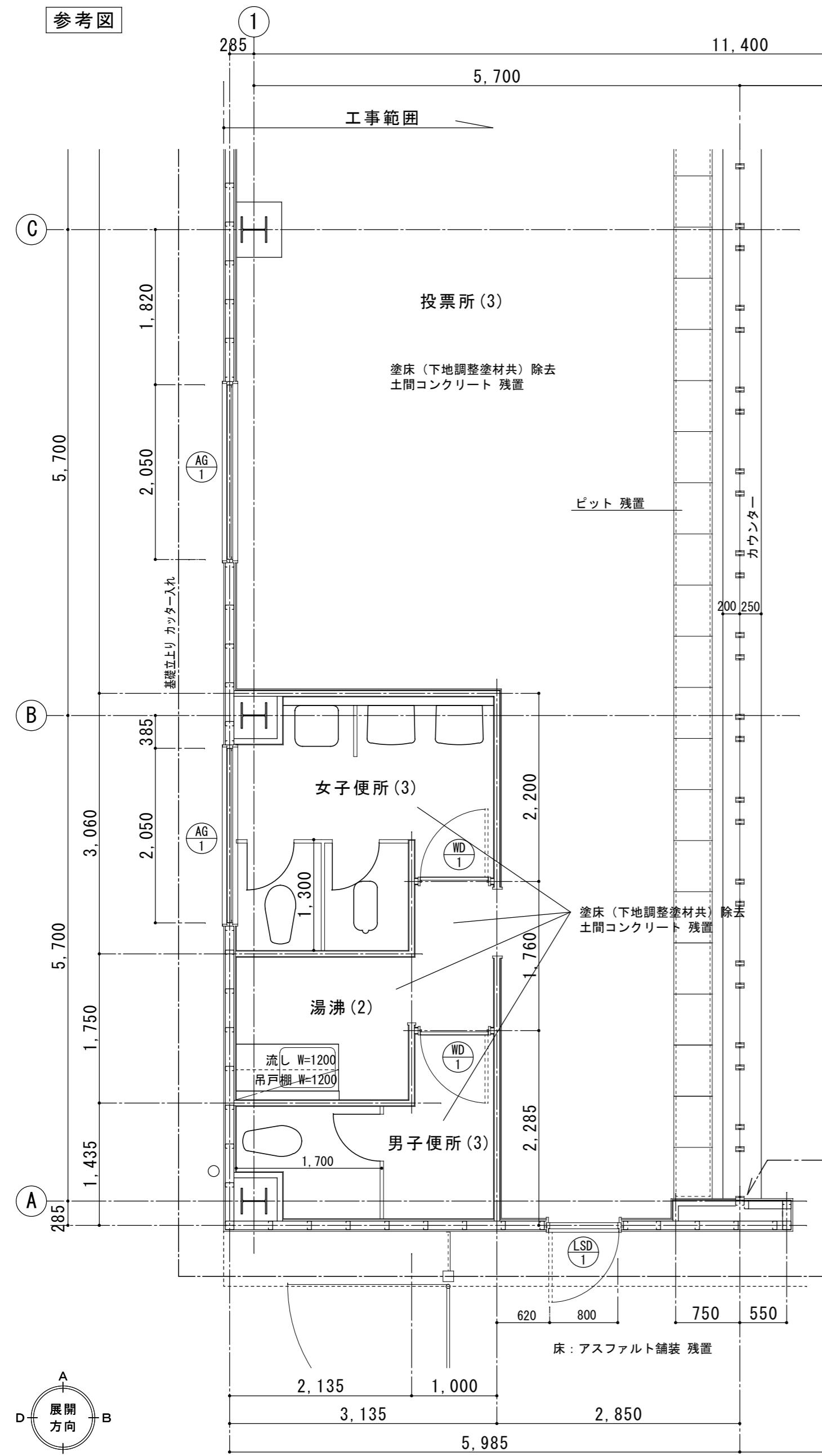
参考図



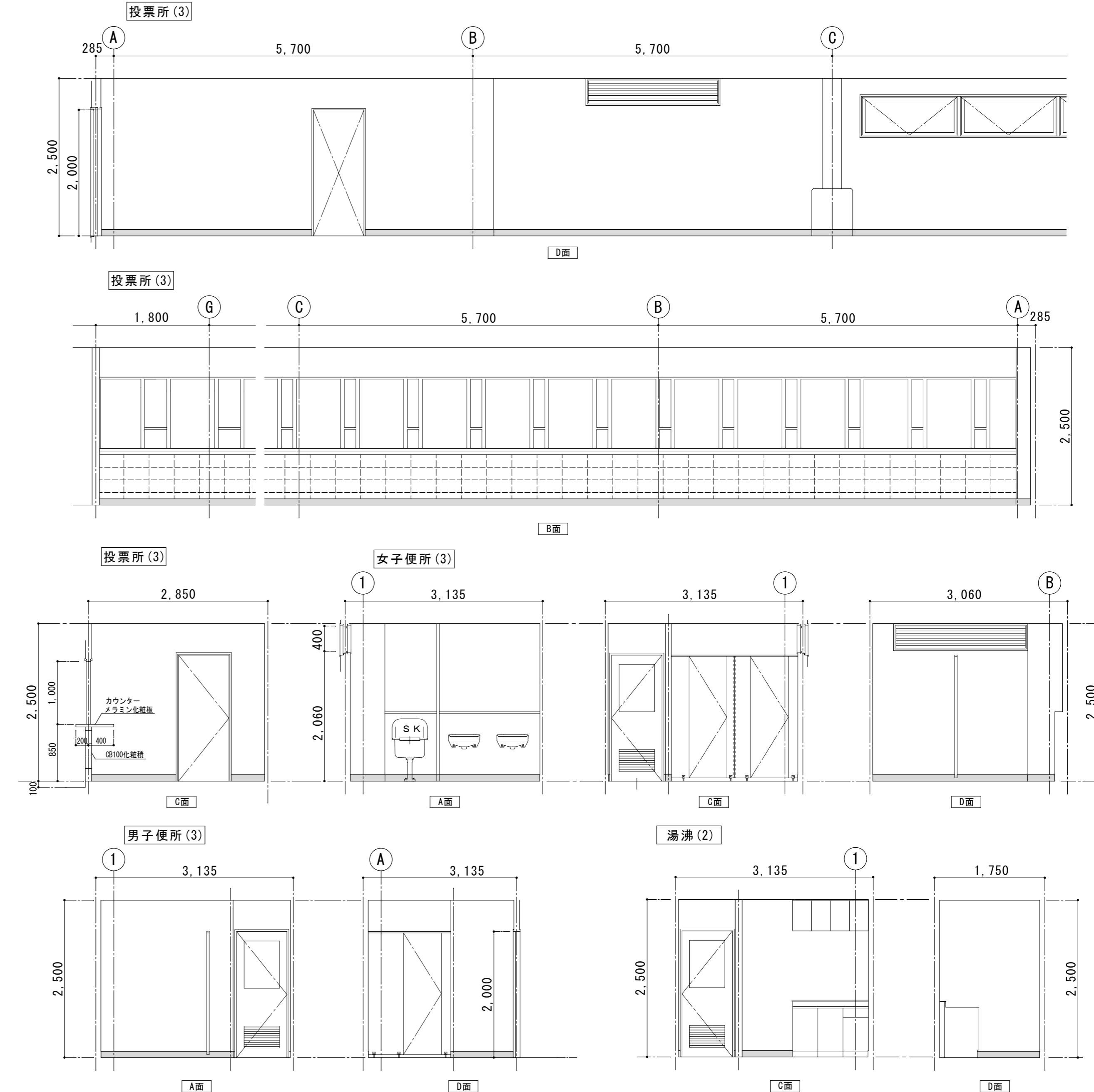
参考図



平面図 1 : 50

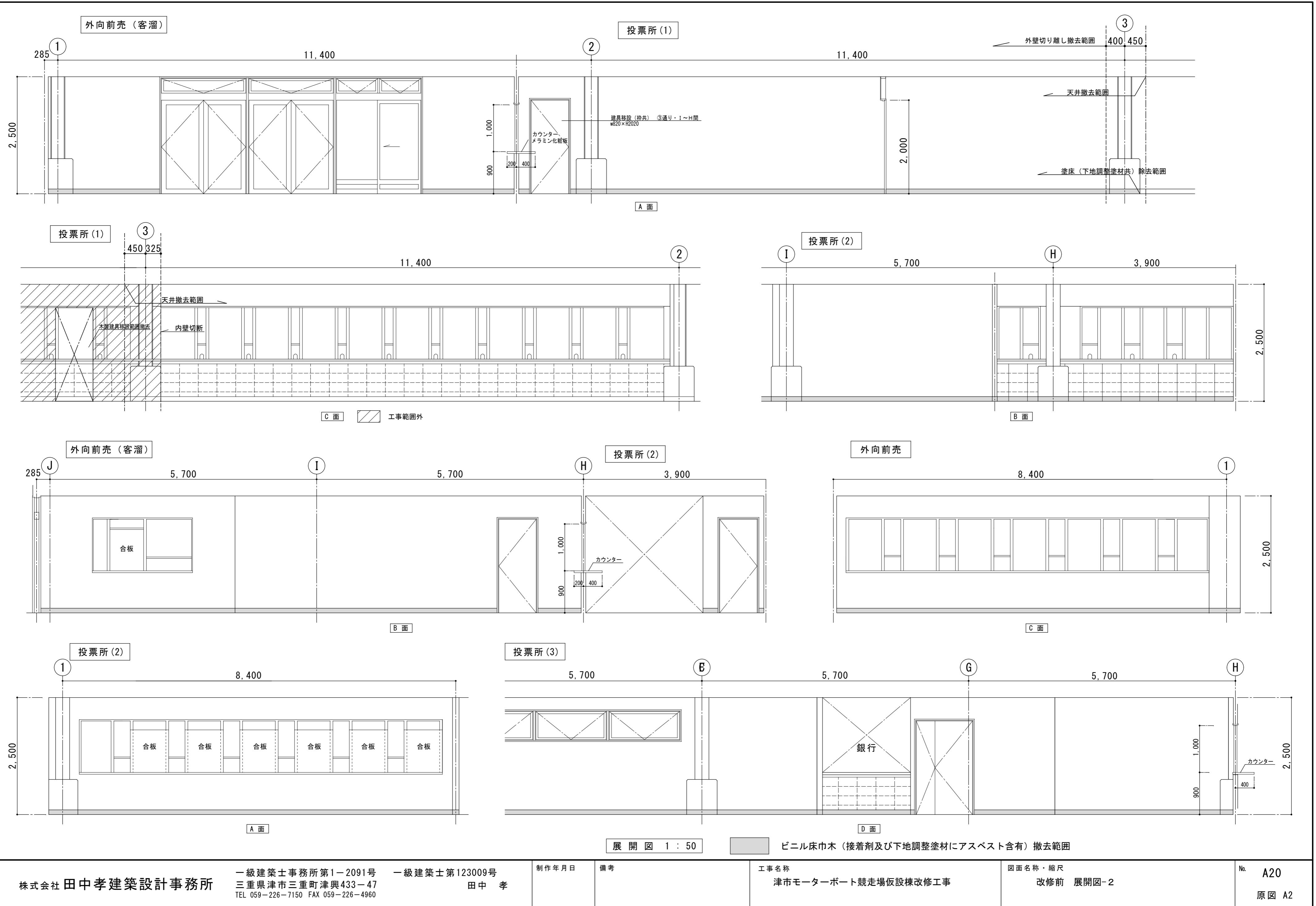


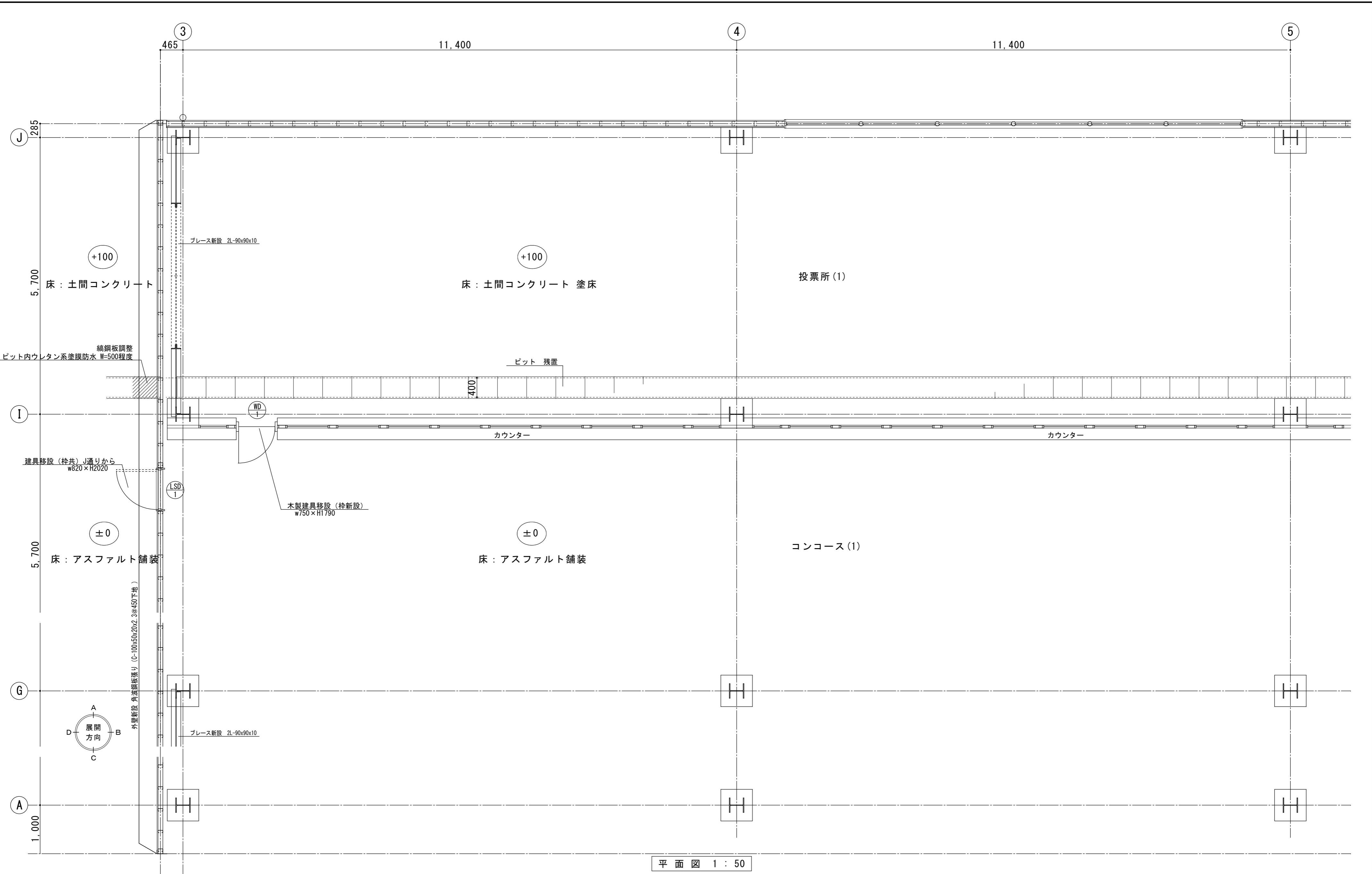
平面図 1 : 50



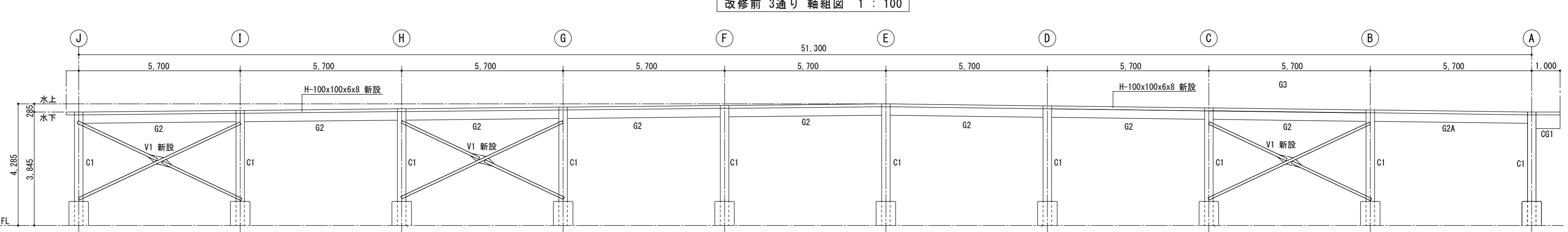
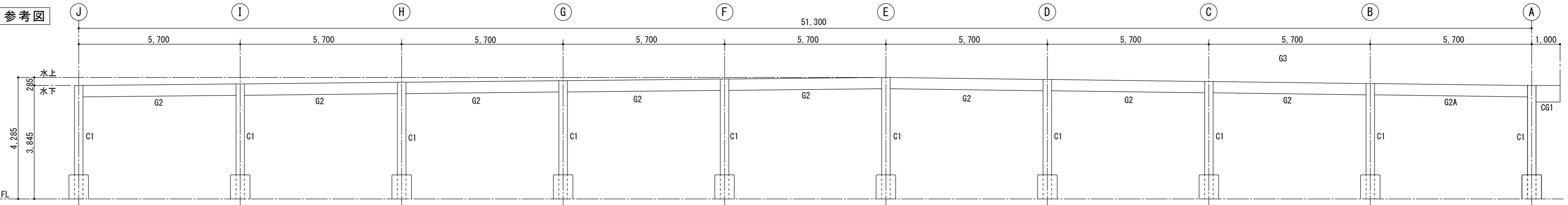
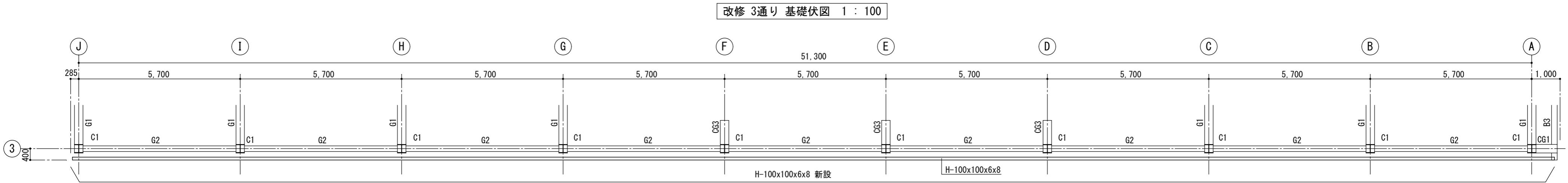
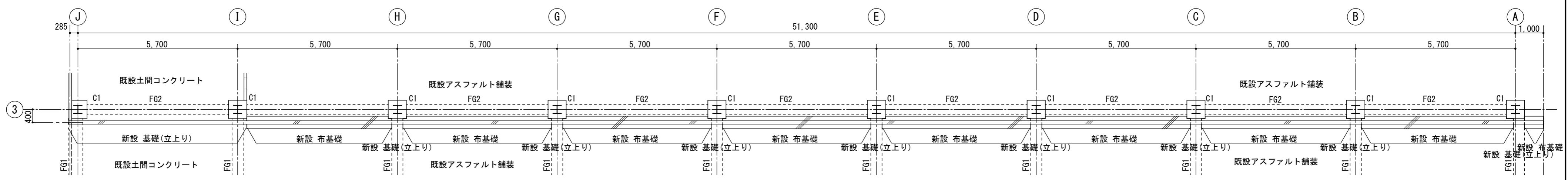
展開図 1 : 50

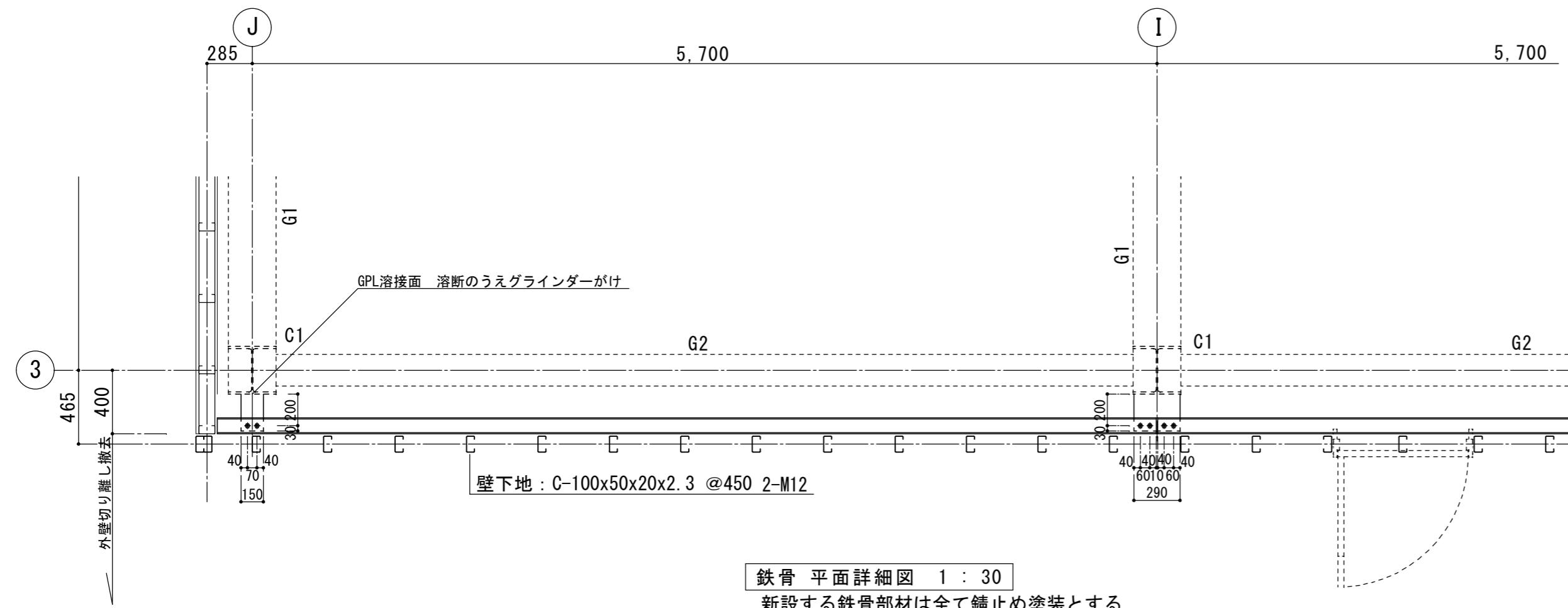
ビニル床巾木（接着剤及び下地調整塗材にアスベスト含有）撤去範囲



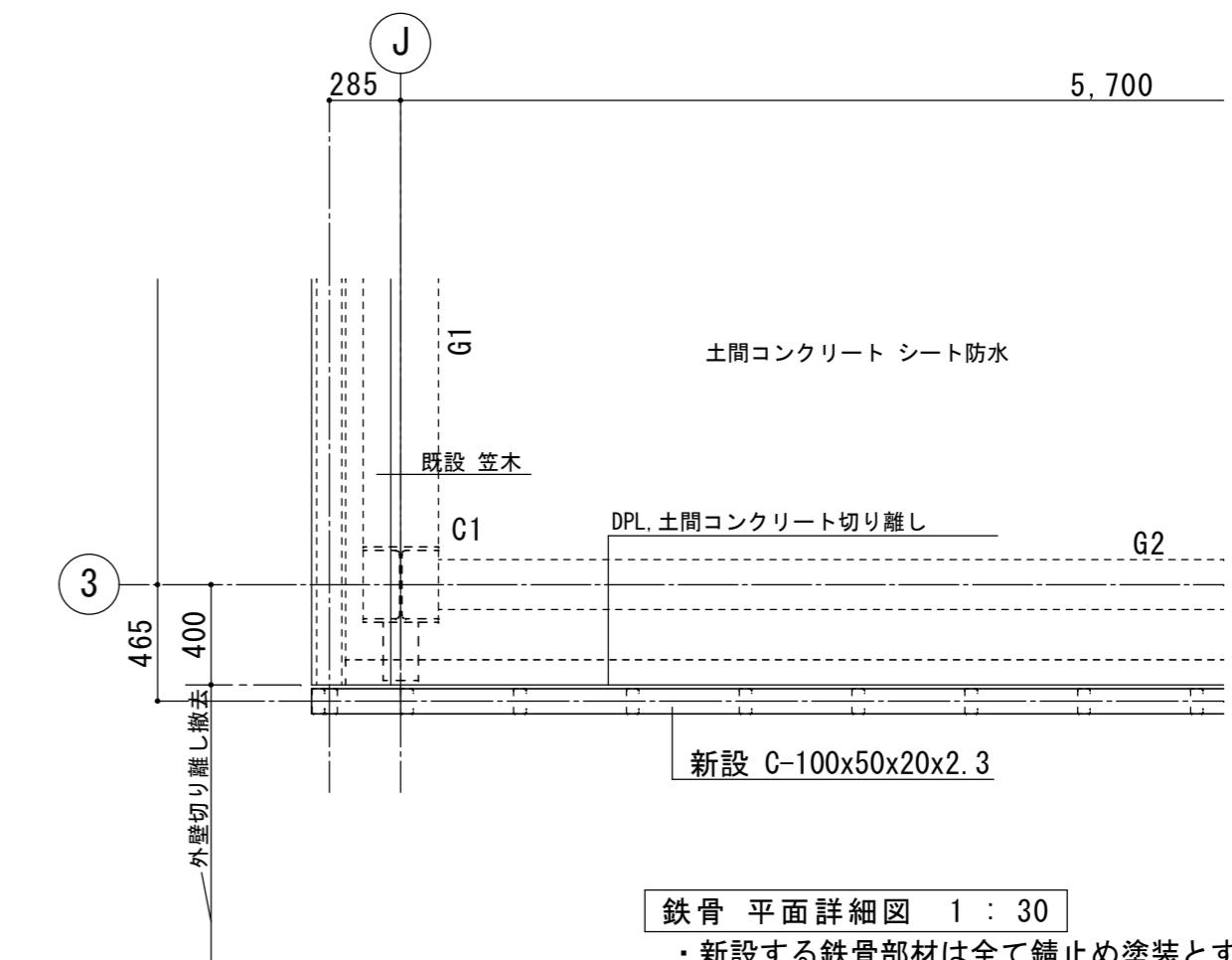


平面図 1 : 50

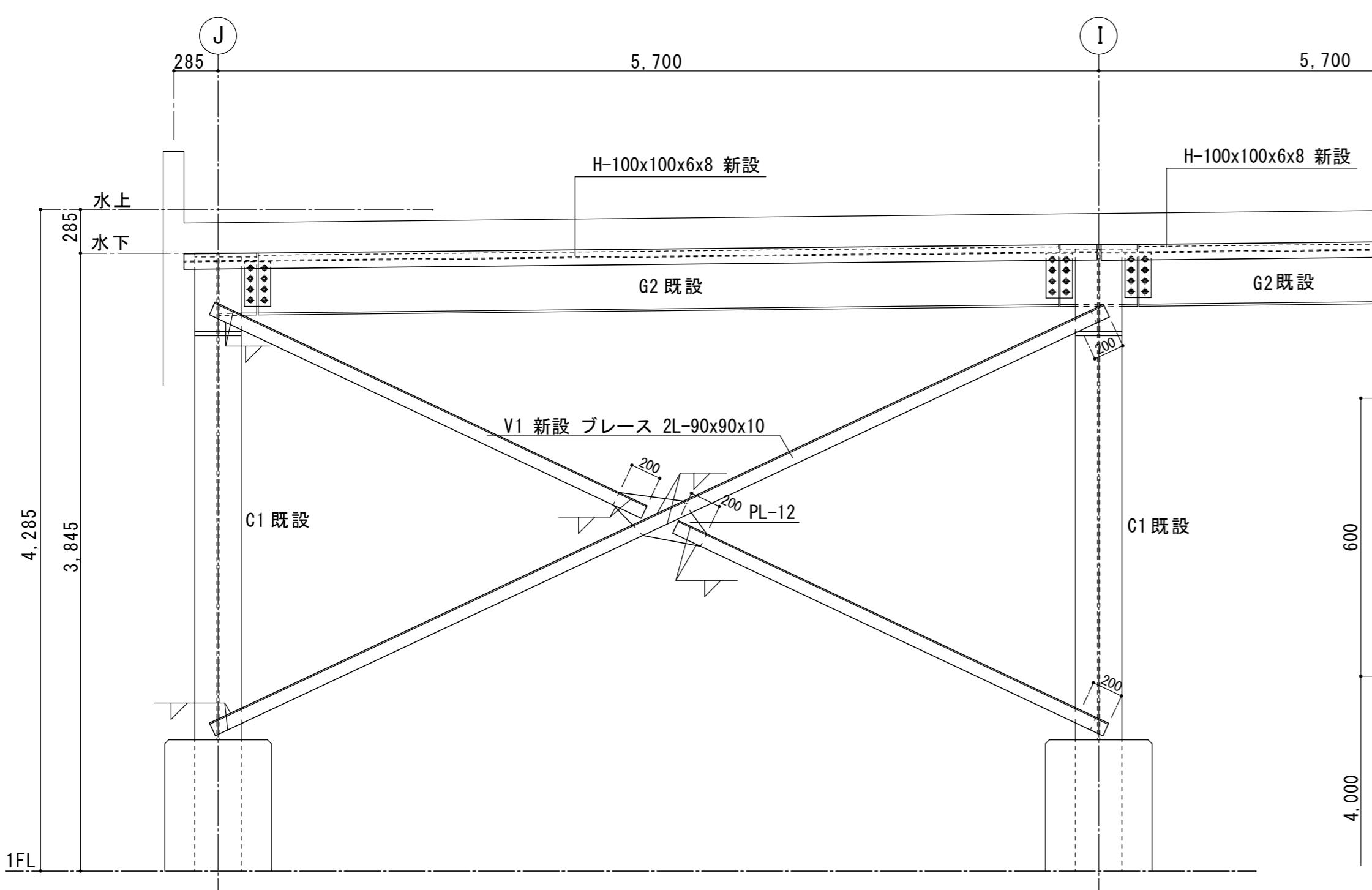




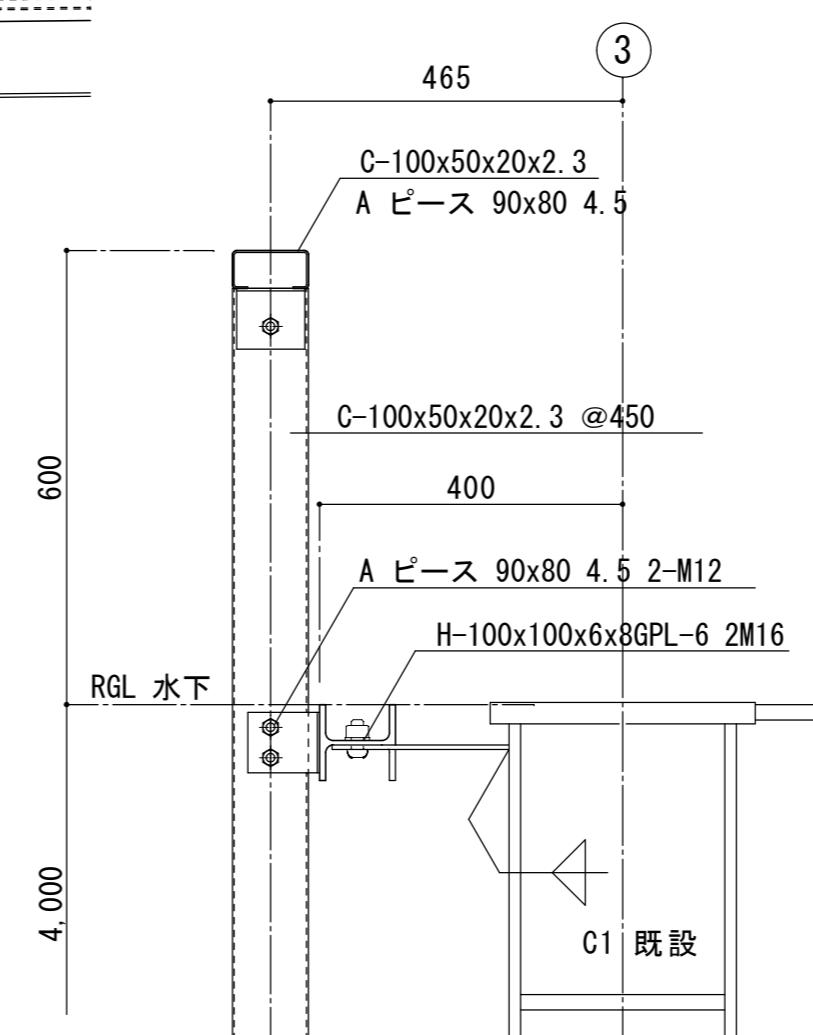
鉄骨 平面詳細図 1 : 30



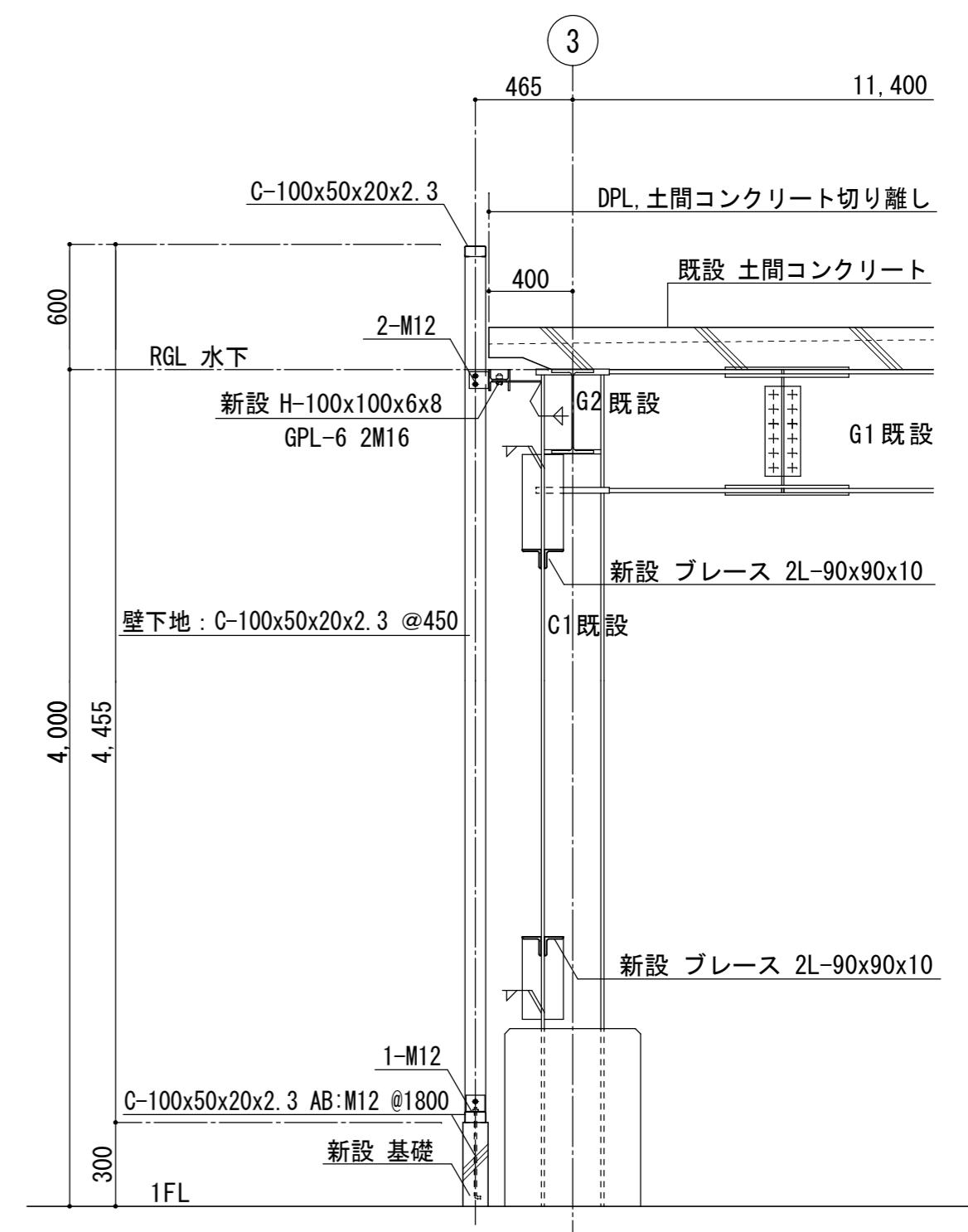
鉄骨 平面詳細図 1 : 30



鉄骨 断面詳細図 1 : 30
新設する鉄骨部材は全て錆止め塗装とする



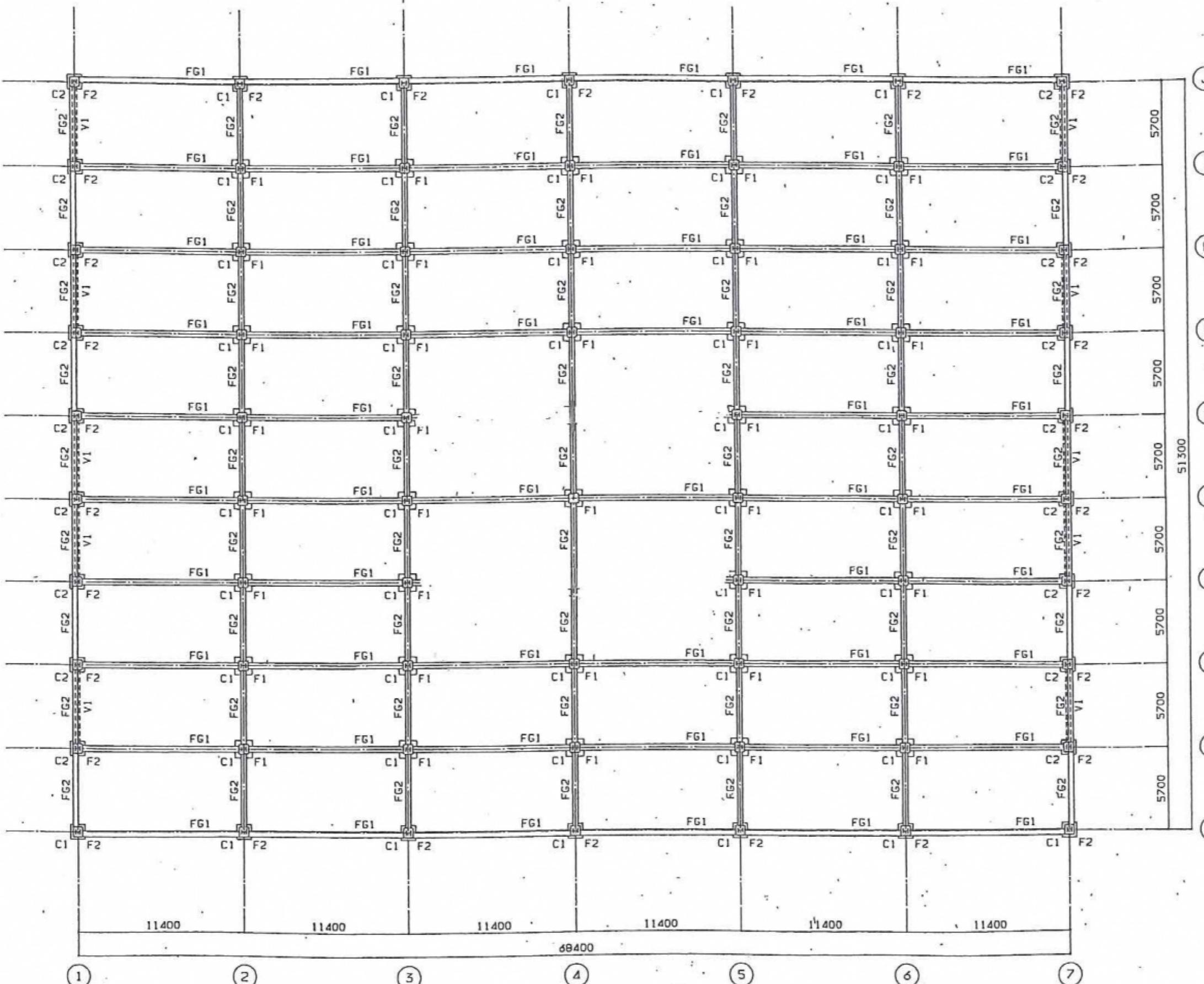
鉄骨 断面詳細図 1 : 10
新設する鉄骨部材は全て鋸止め塗装とする



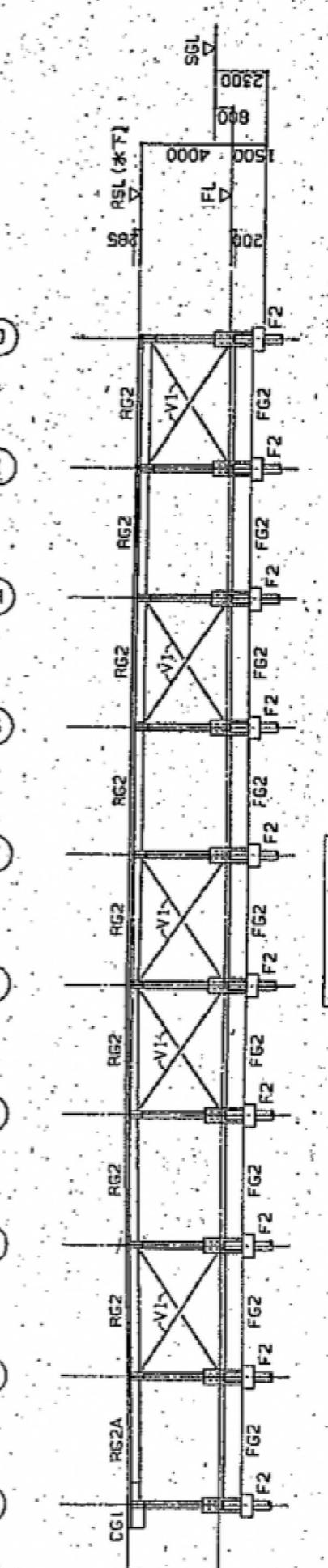
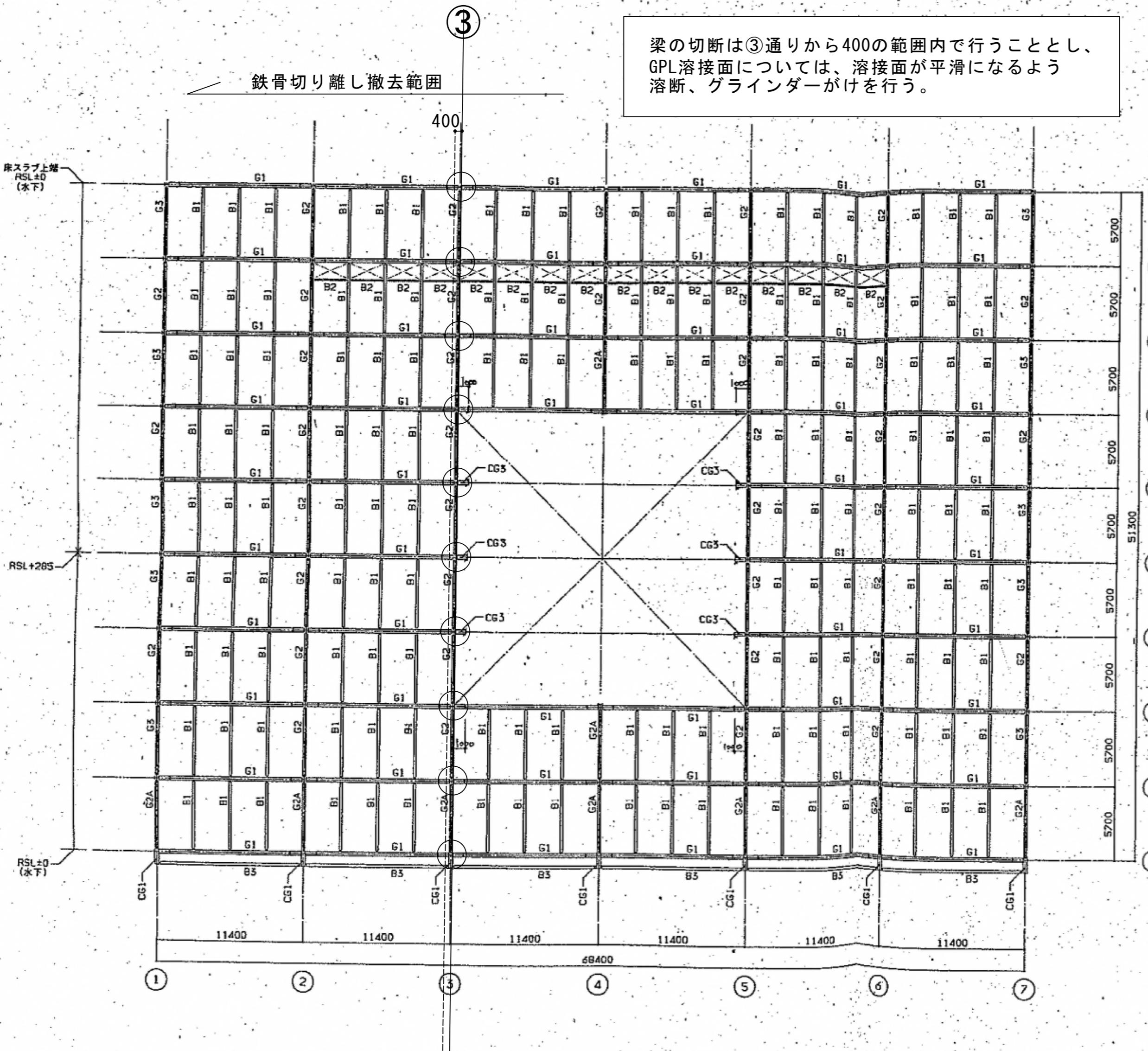
鉄骨 断面詳細図 1 : 30
新設する鉄骨部材は全て鋸止め塗装とする



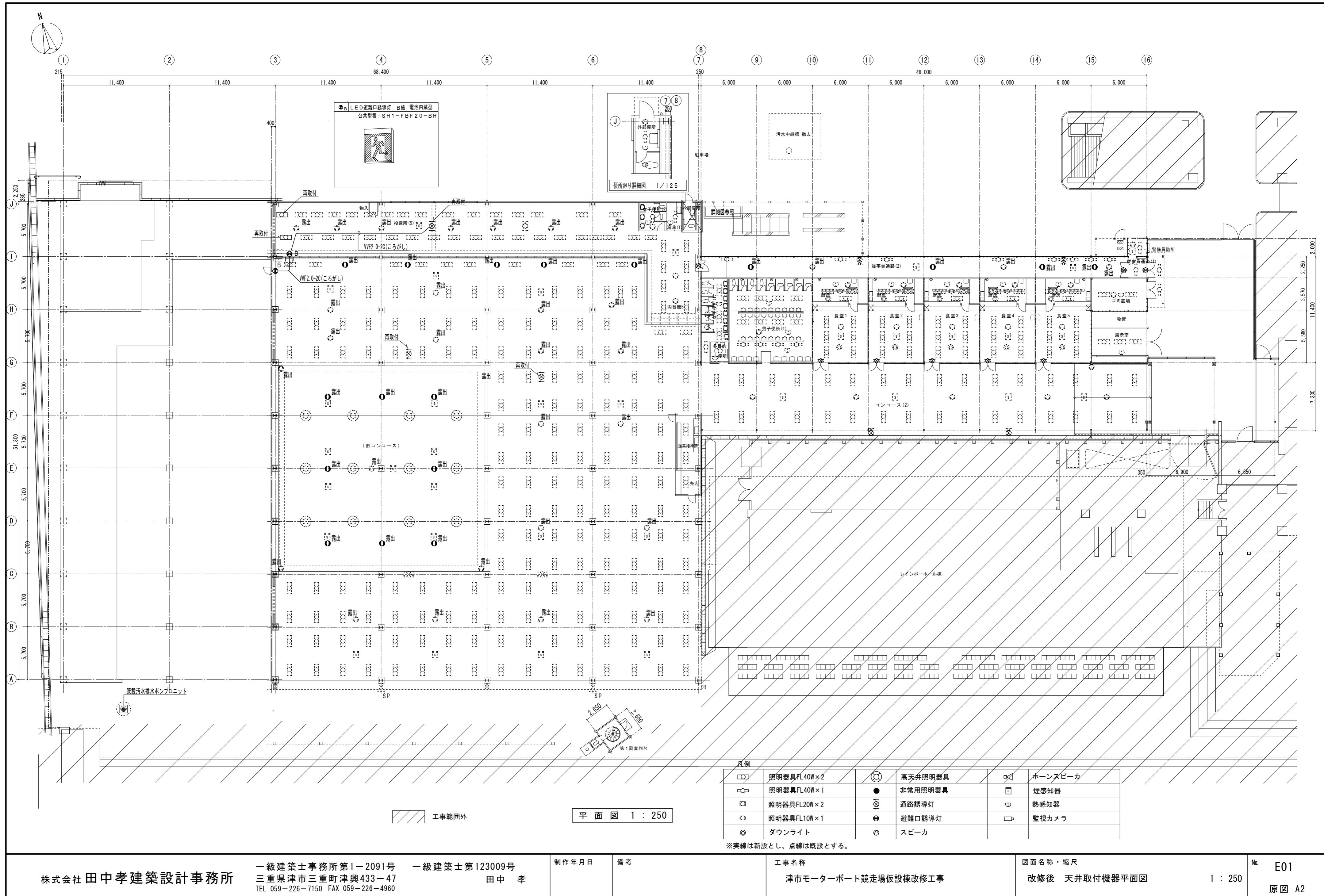
第1期解体工事 予定範囲 第2期解体工事 予定範囲

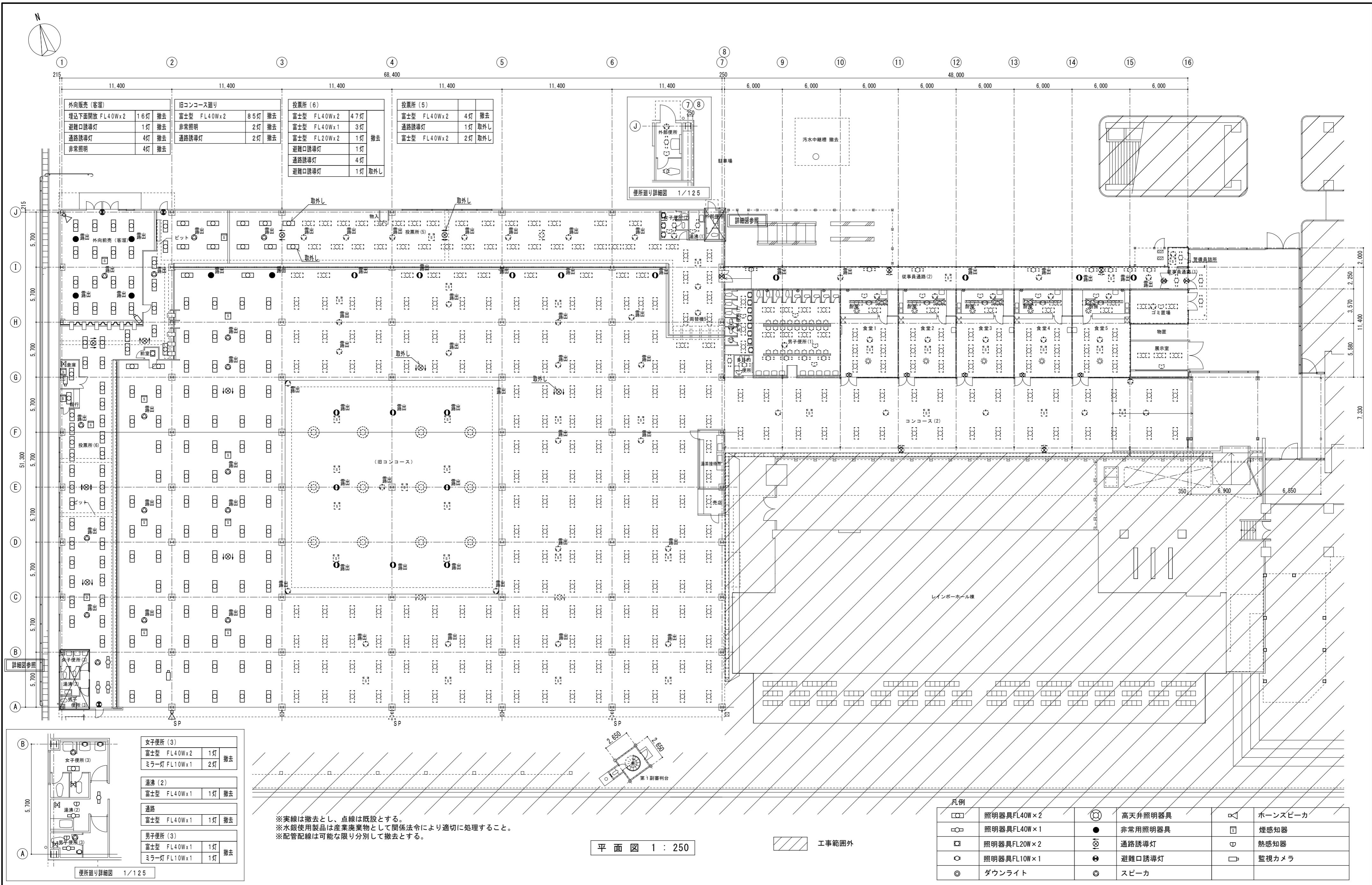


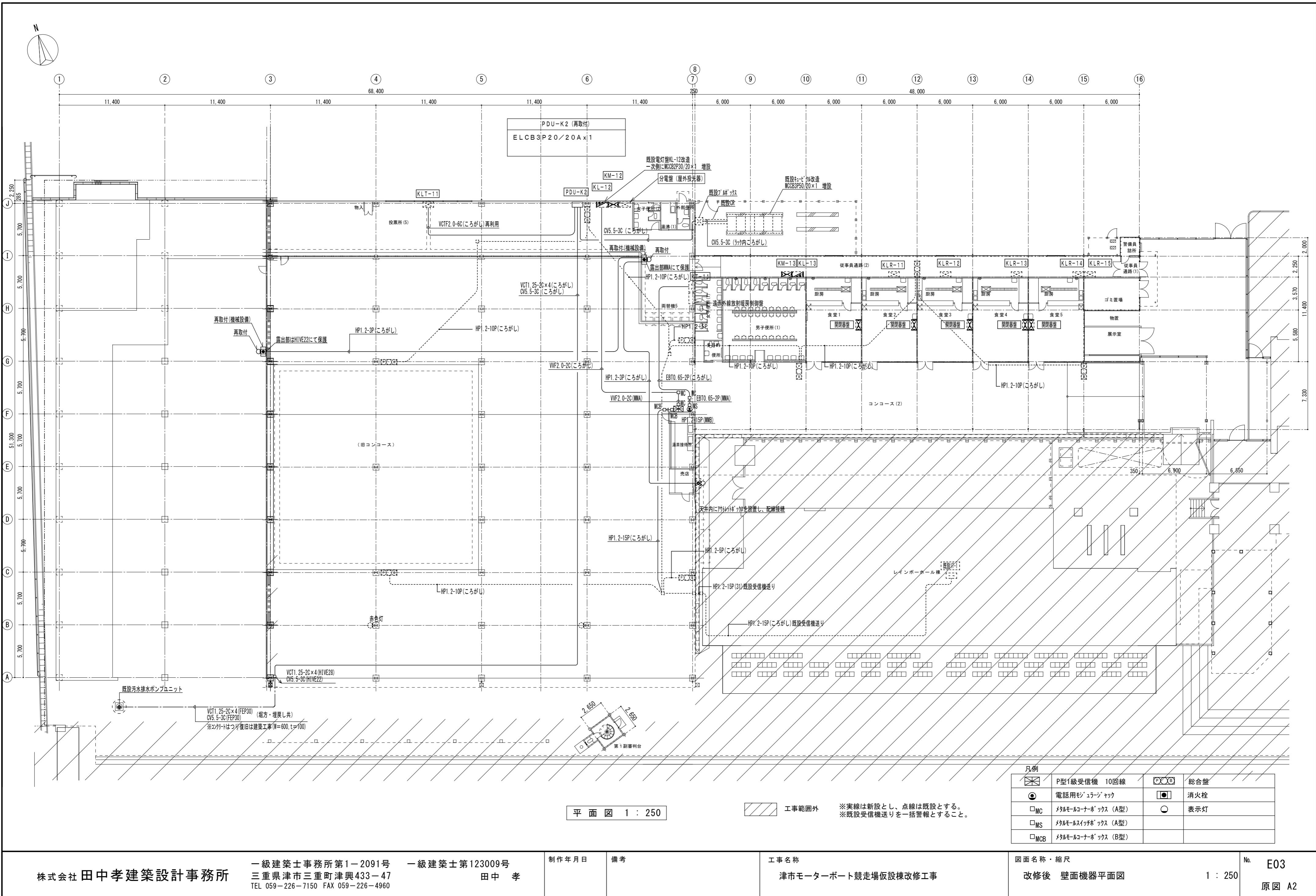
基礎梁断面表	1/50	記入なき限り下記による。	
符 号	F G 1.	F G 2.	
位 置	端部 中央	端部 中央	
断 面			
上 端 筋	3-D22	3-D22	3-D22
下 端 筋	3-D22	4-D22	3-D22
あ ば ら 筋	D13 Ø200	D10 Ø200	
腰 筋	2-D13		2-D13
備 考			
柱脚根巻部断面表	1/50	記入なき限り下記による。	
符 号	C 1 · C 2		
断 面			
主 筋	16-D22		
等 筋	D13 Ø100		
補 助 筋			
備 考			
基礎断面表	1/50	記入なき限り下記による。	
符 号	F 1 (ST5060, 1本) 12.0m		
形 状			
符 号	F 2 (ST4045, 1本) 12.0m		
形 状			

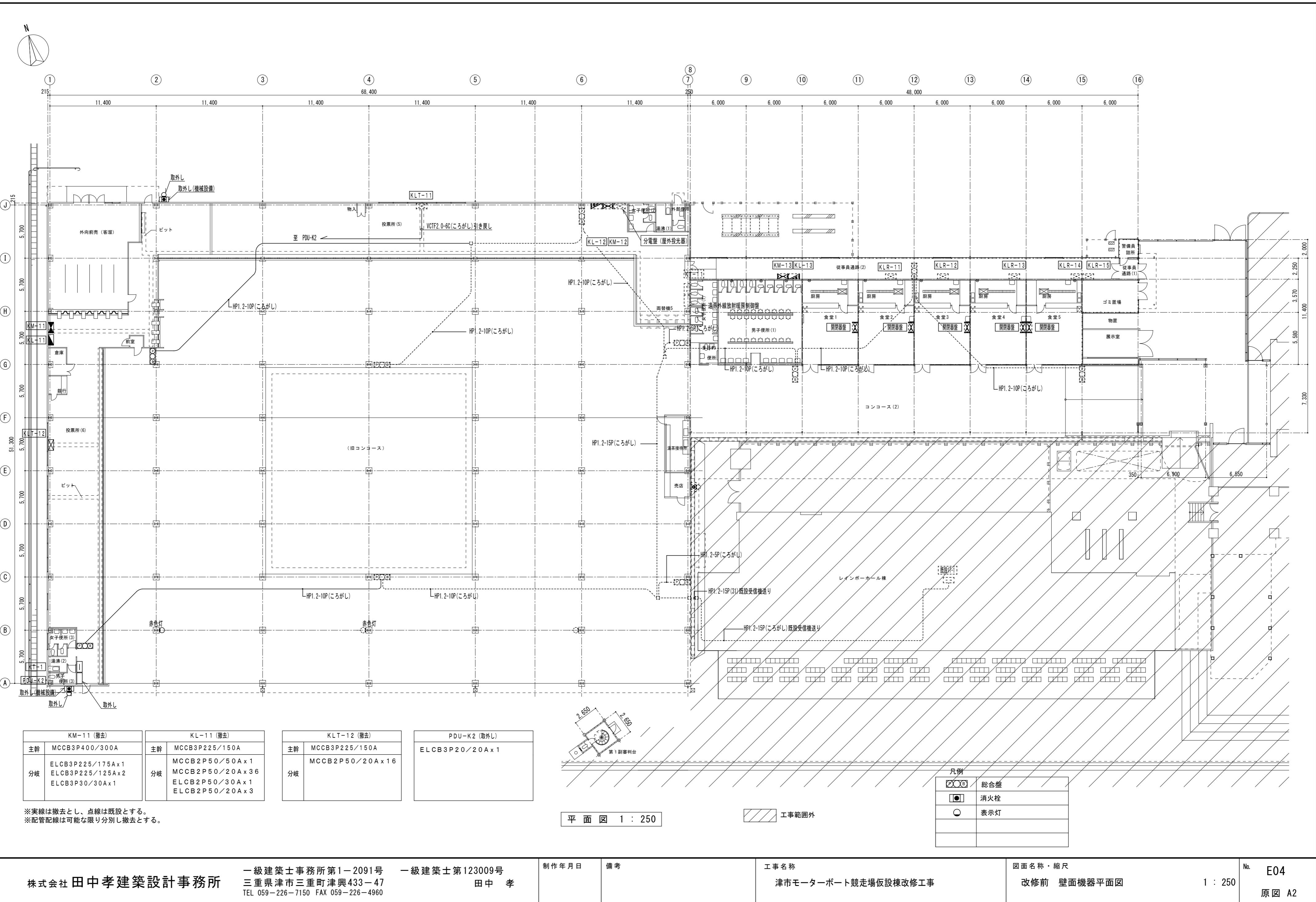


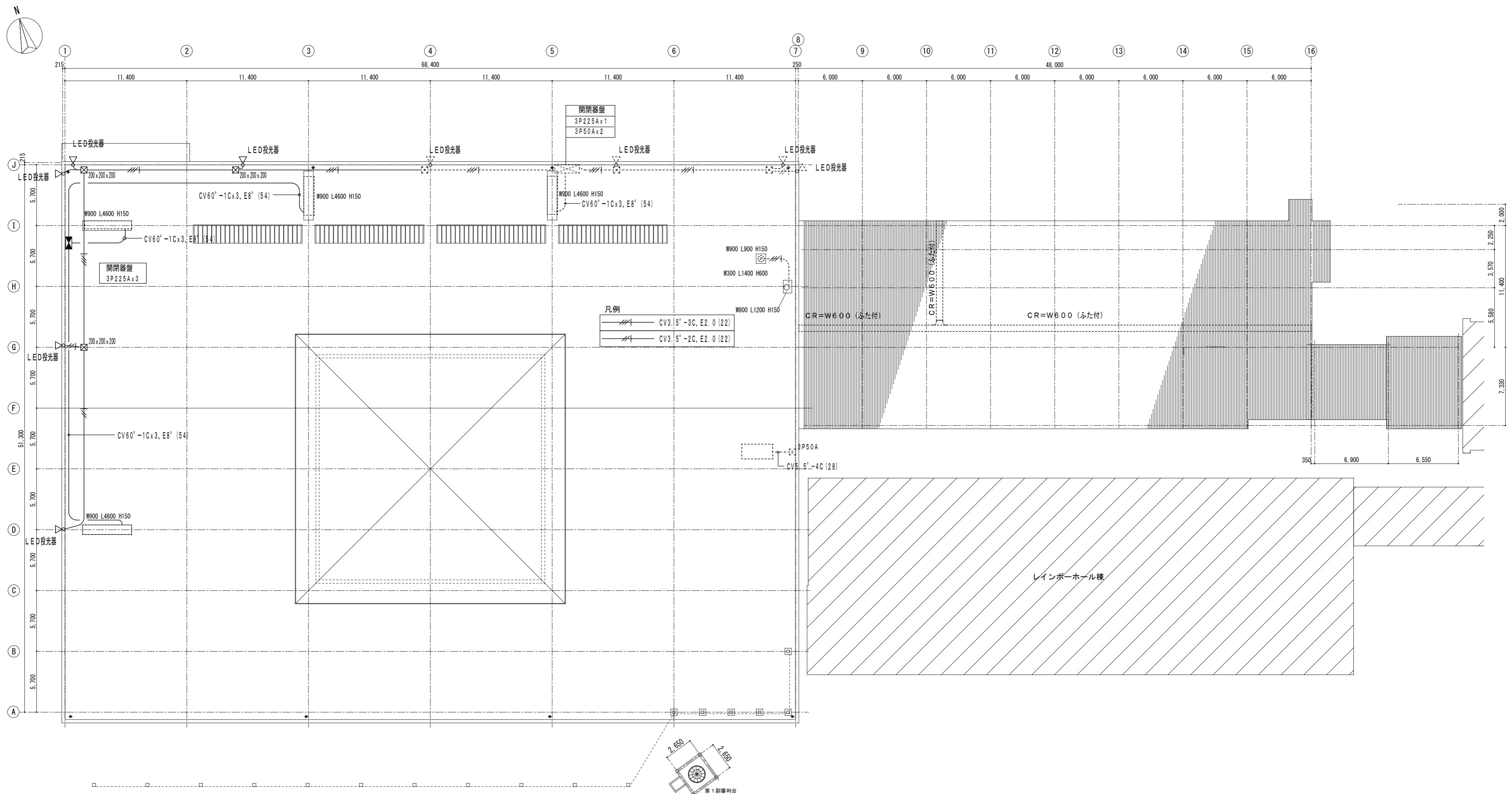
シンボル				建具金物 開閉建具の種別と建具金物の種類、大きさ、取扱数量は下記による。				規格品程度										
a符号		甲種防火戸	乙種防火戸					符号(材質)	使用場所	形式・機構	見込寸法 程度 板厚	内法寸法(W×H)	ガラス	材質程度・仕上	特殊金物・付属品	備考		
(1)符号 材料の符号	整理番号	①S	②S	常時開閉扉 (燃成加温消防自動閉鎖装置付)	支持金物	神り金物	個考	LSD 3	投票所(1)	横子開きフラッシュ扉	1,200 × 2,000					規格品程度		
(2)符号		③H	④H	常時開閉扉 (燃成加温消防自動閉鎖装置付)	ステンレス鋼丁番151個3枚	(外部)シリンダー箱蓋 戸当たり 鎌止め付		LSD 4	従事員通道	横子開きフラッシュ扉	1,600 × 2,000					規格品程度		
		⑤E	⑥E	常時開閉扉 (温度ヒューズ付)	(内部)シリンダー箱蓋 同開きフランジ落し上下	戸当たり 鎌止め付		LSD 5	多目的便所	片引きハンガー錠	900 × 2,000	F-4	SOP	ラバリストライク・ハンガーレール	規格品程度			
		⑦甲	⑧乙	常時開閉扉 (無機材)	リムボルト (SUS304)	ラバリストライク ドアヒンジクローム鍍金		LSD 6	倉庫	横子開きフラッシュ扉	1,600 × 2,000			引手錠	直示錠・在室センサー	規格品程度		
				⑨F	⑩D	⑪F	⑫D	⑬F	⑭D	⑮F	⑯D					規格品程度		
				Fアクリーズストッパー付	Dアクリーズストッパー無	オートヒンジストッパー付	オートヒンジストッパー無	フロアヒンジストッパー付	フロアヒンジストッパー無	戸当りおまけレール	クレセント	引き手						
										外側止戻し 戸当り丁番アーム	トッパラッチ							
建具の種類と符号				上表回転扉の建具金物は巾1500以内の場合を示す。 開閉サンの組合開閉機構の素材はビス、ナキ共通の発生しない材質とする。高应力部はSUS304材とする。 外部扉にはドアクローザおよび価止めを設ける。 ドアクローザは、指定色鋼材兼用(A-B-E)とする。 戸当りに当りゴム2ヶ所を取付ける。 戸当たり(開閉扉)の歛止取付け位置(床面、壁面)は、現場指示とする。 マスターキーは(3)系統とし、グランドマスターキーを組込むこと。(スタンダード標準、販路主導料高含む) シリンダーセンサは、ミワ HMシリーズ同等品(ステンレス)とする。 シリンダーハンドル付モロッカは、ミワ HMシリーズ同等品(ステンレス)とする。														
符 号	種 類	符 号	種 類	符 号	種 類	下記事項は共通とし、特に表示がなくとも適用する。 ただし、これと異なる表示のある場合を除く。												
AOD	アルミニウム製扉	SW	鋼製扉	STW	ステンレス製扉	AG	アルミニウム製ガラリ											
SD	鋼製扉	TW	強化ガラス扉	SG	鋼製ガラリ													
LO	鋼製耐震扉	WW	木製扉	STG	ステンレス製ガラリ													
STD	強化ガラス扉	WG	木製ガラリ															
WD	木製扉	AGS	アルミニウム製ガラス入りシャッタ															
F	ふすま	SS	鋼製シャッタ	N	防音ネット													
S	紙張り障子	SLS	鋼製軽量シャッタ	GSH	ガラス製防煙垂壁													
AW	アルミニウム製扉	LGS	ステンレス製リヤガリシャッタ	MHS	可動式防煙垂壁													
館の種類と符号				建具の気密程度と符号														
符 号	種 類	符 号	種 類	符 号	区分	遮光度 (mm)												
C	空窓	HW	モノロックタイプ両面窓	I20	50以上	120未満												
PO	シリンダー本締め	MS	モノロックタイプ片面窓	SAT	30	9以上	30未満											
CP	シリンダー締め	MO	モノロックタイプ両面切替	AT	8	2以上	9未満											
LO	伸縮木締め	EL	普通用扉	PAT	2	1以上	2未満											
CL	伸縮鋼締め			PPAT	1	0.4以上	1未満											
NL	ナイトラッテ			SM	サムクーン													
ガラスの種類と符号				透数字は厚み(mm)を示す。														
符 号	種 類	符 号	種 類	符 号	区分	遮光度 (mm)												
FLO	フロートガラス	PWC	明入透明ガラス (乙防)															
F	型板ガラス	()	FWC	明入鏡板ガラス (乙防)														
ドアガラリの寸法と符号				ドアガラリの形状、寸法と符号														
符 号	寸法 (W×H)																	
G-1	550×300																	
G-2	550×450																	
G-3	700×600																	
G-4	650×650																	
G-5	550×200																	
G-6	600×900																	
符 号	使用場所	形 式 機 構	見込寸法 程度 板厚	内法寸法 (W×H)	ガラス	材質程度	特殊金物、付属品	個 考	符号(材質)	使用場所	形 式 機 構	見込寸法 程度 板厚	内法寸法 (W×H)	ガラス	材質程度・仕上	特殊金物・付属品	備考	
(1) a	ポンプ室	高開きフラッシュ扉	防音	1,600 × 2,000	SOP			AG 1	コノコース(1)	固定ガラリ		2,050 × 350						
(1) b	ガバナー室(1)	G-d	a:ガラリ付					AG 2	ガバナー室(2)	固定ガラリ		800 × 1,000						
(2) a	投票所(2)	片開きフラッシュ扉		800 × 2,000	SOP			AG 3	ガバナー室(1)	固定ガラリ		800 × 2,000						
(2) b	ガバナー室(2)	G-d	a:ガラリ付					WD 1	便所	片開きフラッシュ扉		800 × 2,000						
SW 1	手荷物預所	2面上げ下げ窓付		5,000 × 1,250	F-4			WD 2	銀行	片開きフラッシュ扉		800 × 2,000						
SW 2	保安機会	引違い窓		1,000 × 1,250	F-4			WD 3	食品庫	引違いフラッシュ扉		1,500 × 2,000						
SW 3	放送室	族め殺し窓		1,600 × 1,250	FL-5			WD 4	清掃貯蔵所	両開きフラッシュ扉		1,600 × 2,000						
SS 1	売店	野暮スチールシャッタ		5,600 × 2,000				WD 5	警備官舎所	族め殺しフラッシュ扉		1,200 × 2,000						
SS 2	湯茶接待所	駐置スチールシャッタ		3,500 × 1,500				WD 6	手荷物用所									
LSD 1	投票所(1)(3)	片開きフラッシュ扉		800 × 2,000				WD 7	倉庫	族め殺しフラッシュ扉		1,200 × 2,000						
LSD 2	投票所(2)	G-1		800 × 2,000				WD 8	組合員事務室									
								WD 9	倉庫(2)(3)	片開きフラッシュ扉		800 × 2,000						











屋上平面図 1 : 250

工事範囲外

※実線は撤去とし、点線は既設とする。

